

池田町子ども・子育て支援事業計画

(案)

子どもが健やかに育ち
安心して子育てができるまち

平成27年 1 月

第1部 計画の概要と町の現状

第1章 計画の概要

1 計画の背景	2	3 計画の期間	3
(1) 子ども・子育て関連3法の制定	2	4 計画の策定体制	3
(2) 池田町の取組	2	(1) 子ども・子育て会議	3
2 計画の性格	3	(2) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査	3

第2章 池田町の現状

1 人口構造	4	(2) 中学校	18
(1) 人口の推移	4	(3) 不登校	18
(2) 子ども数の推移	5	8 健全育成	19
2 出生の状況	6	(1) 児童館	19
(1) 出生数・出生率の推移	6	(2) 放課後児童クラブ	20
(2) 合計特殊出生率の推移	6	9 相談	21
3 世帯の状況	7	(1) 地域子育て支援センター	21
(1) 子どものいる世帯	7	(2) ことばの教室（児童発達支援）	22
(2) 世帯人員	7	10 母子保健サービス	23
(3) 家族類型	8	(1) 健康診査	23
4 女性の就業率	9	(2) 訪問指導等	25
5 未婚率	11	(3) 乳幼児相談と栄養相談	26
6 子育て支援サービス	12	(4) 両親学級等	27
(1) 保育サービス	12	(5) フッ化物塗布	27
(2) 地域子育て支援拠点事業	14	(6) 予防接種	28
(3) 子育て短期支援事業	15	11 経済的支援	29
(4) 幼稚園	16	(1) 児童手当	29
7 小中学校	17	(2) 福祉医療費の助成	29
(1) 小学校	17	(3) 保育料の軽減	29

第2部 計 画

第3章 基本理念と6つの基本目標

1 基本理念	32	(2) 保育施設の整備（増改築等）	39
2 基本目標	32	(3) 子育て支援センターの拡充	39
3 施策の体系	34	(4) 放課後児童クラブの拡充	39
4 基本目標別の事業・取組	35	(5) タイムケア事業の拡充	40
5 重点施策	39	(6) 住民参加型サービスの促進	40
(1) 認定こども園への移行促進	39	6 子ども数の推計	41

第4章 実施計画

基本目標1 子育てに喜びを感じられる家庭づくりを支援する ▶ 42

- | | |
|--------------------------------|---------------------------------|
| 1 必要な教育・保育サービスを確保する - 42 | (1) 子育て中の家庭の経済的負担を軽減する . . . 49 |
| (1) 平日昼間の教育・保育サービスの確保 . . . 42 | 4 特別な支援を必要とする子どもが地域 |
| (2) 教育・保育内容の充実 44 | で大切に守り育てられる環境をつくる — 49 |
| 2 地域子ども・子育て支援事業を推 | (1) 地域において支援が必要な子どもの |
| 進する ————— 44 | 育ちを応援する 49 |
| (1) 緊急時等の預り型サービスの充実 . . . 44 | (2) 児童虐待防止の取組を推進する 51 |
| (2) 相談等の充実 47 | |
| 3 子育て世代の安定的な家庭づくり | |
| を応援する ————— 49 | |

基本目標2 子どもが元気で、心豊かに、学び、遊び、生きる力を育む ▶ 52

- | | |
|-----------------------------|-------------------------------|
| 1 子どもの学ぶ喜びを育み、生きる | 2 子どもが夢を育める遊びや活動の |
| 力を養う教育を充実させる ————— 52 | 機会をつくる ————— 55 |
| (1) 乳幼児期の情操教育を推進する . . . 52 | (1) 夢を育める機会や場の整備に努める . . . 55 |
| (2) 生きる力を育む学校教育の充実を図る . 52 | (2) 一人ひとりの個性に合ったスポーツ |
| (3) やさしさや思いやりのある心の教育 | に打ち込める体制づくりに努める . . . 55 |
| に取り組む 53 | 3 次代の親として成長することを支 |
| (4) 子どもが異文化に触れる機会を確保する . 54 | 援する ————— 56 |
| (5) 子どもが自発的にやりたいことがで | (1) 若い世代の子育て意識を醸成する . . . 56 |
| きる環境を整備する 54 | (2) 若者の自立支援を推進する 56 |

基本目標3 安心安全な出産と、子どもの健やかな成長を支援する ▶ 57

- | | |
|---------------------------|--------------------------------|
| 1 安心安全な出産と乳幼児期の子ど | (1) 子どもの年齢に応じた健康促進を図る . . . 59 |
| もの豊かな育ちを保障する ————— 57 | (2) 病気に対する予防体制を充実する . . . 59 |
| (1) 妊娠から出産までの母子への支援体 | (3) 食育を推進する 60 |
| 制を強化する 57 | 3 身近で安心できる医療体制を整える - 60 |
| (2) 乳幼児期の子どもの発達を支援する . 58 | (1) 地域医療連携を推進する 60 |
| 2 心身の健康づくりを促進する ——— 59 | |

基本目標4 地域ぐるみで子育て・子育てを応援する ▶ 61

- | | |
|------------------------------|---------------------------------|
| 1 身近な地域での交流関係を推進する - 61 | (2) 地域の教育力の向上を支援する 62 |
| (1) 多様な主体者による自発的な活動を | 3 子どもが健やかな成長を支える地 |
| 支援する 61 | 域づくりを推進する ————— 63 |
| (2) 地域の子育て支援拠点を充実する . . . 61 | (1) 子どもたちが家族ぐるみで楽しく参 |
| (3) 個人や団体間の連帯づくりを推進する . 61 | 加できる場や機会を提供する 63 |
| 2 青少年を育む地域づくりを推進する - 62 | (2) 子どもと家族に対する支援のための |
| (1) 家庭教育を支援する 62 | 連携体制を整備する 63 |

基本目標5 子どもが豊かな自然の中で安全で健やかに成長できる環境をつくる ▶ 65

1 子どもが自然とふれ合える環境づくりをする	65	(2) 個人・家庭の防災意識を高める	66
(1) 子どもと自然のふれあいの場や機会をつくる	65	3 地域ぐるみで子どもの安全対策を推進する	66
(2) 子どもが夢を育める遊び場や活動の場を整備する	65	(1) 地域の防犯・交通安全意識の高揚を図る	66
2 強固な防災体制の構築を図る	66	(2) 地域ぐるみ安全対策の企画調整をすすめる	67
(1) 災害に強い町にするためのインフラ整備の充実を図る	66	(3) 防犯グループの活動を支援する	67

基本目標6 職業生活と家庭生活の調和の実現を推進する ▶ 68

1 働きながらも、子どもを産み育てられる環境をつくる	68	(3) 職場における母性保護と健康の確保の推進に努める	69
(1) 男女の仕事と生活の調和	68	2 子育て世代の就労を応援する	69
(2) 多様な働き方に対応する子育て支援サービスを充実する	68	(1) 子育て中の家庭の就労を応援する	69

計画の推進体制	70	2 計画の広報	70
1 計画の推進体制	70	3 関係機関との連携	70
(1) 子ども・子育て会議	70		
(2) 部会の活用	70		

資 料

1 策定経過	72	(2) 教育・保育事業	78
2 池田町子ども・子育て会議	73	(3) 地域子育て支援拠点事業の利用状況と利用意向（未満児）	83
(1) 池田町子ども・子育て会議条例	73	(4) 放課後児童クラブ等	84
(2) 池田町子ども・子育て会議委員名簿	74	(5) 子ども・子育て支援の充実のために	86
3 子ども・子育て支援に関するニーズ調査	75	(6) 考 察	89
(1) 仕事と子育て	76		

第1部 計画の概要と町の現状

第1章 計画の概要

1 計画の背景

(1) 子ども・子育て関連3法の制定

平成24年8月、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大と確保、地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、「子ども・子育て支援法」が制定されました。また、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び児童福祉法の改正を含めた「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

子ども・子育て支援法により、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、市町村には市町村子ども・子育て支援事業計画を、都道府県には都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定が義務づけられました。

(2) 池田町の取組

池田町では、平成17年に大垣地域の1市8町（大垣市、養老町、上石津町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、墨俣町、および池田町）において、次世代育成支援対策推進法に基づく「大垣地域次世代育成支援行動計画」を策定し、延長保育や一時預かりの事業の充実、児童館の整備、放課後子ども教室の実施等を推進してきました。

さらに、平成22年3月には「池田町次世代育成支援後期行動計画」（以下「後期行動計画」といいます）を策定し、ファミリー・サポート・センター事業や病児・病後児保育事業などを先進的に取り組んできました。この結果、アンケート調査において、就学前児童の地域における子育ての環境や支援についての満足度は高いという評価を得ています。

一方、保育園や放課後児童クラブについては、職員やその運営方法についての要望が出されています。また、遊び場、情報の提供、放課後児童クラブ等について充実を求める声があり、保育園や小学校の統合についての意見もあります。さまざまな短期的・長期的な課題があり、これらについて検討していく必要があります。

2 計画の性格

この計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。国が定める「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます）を踏まえて策定します。

この計画は、後期行動計画を引き継ぐ計画とも位置づけ、また母子保健計画の内容を包摂する、本町における子どもの総合的な計画として策定します。

この計画は、本町の地域福祉計画、障害者計画・障害福祉計画、男女共同参画プランなど、関連計画との整合性を図りながら策定します。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間とします。

4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議

子どもの保護者、保育・教育・福祉関係者など、子ども・子育てに関する関係者で構成する「池田町子ども・子育て会議」を設置し、計画について審議しました。

また、保育園、幼稚園の関係者を中心とした専門部会を設け、サービスの量の見込みと確保方策等について検討しました。

(2) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

計画の策定に当たり、保護者の就労状況、幼児期の教育・保育のニーズ、地域の子育て支援事業や放課後児童クラブのニーズなどを把握するため、就学前児童保護者および小学生保護者を対象にアンケートを実施しました。

第2章 池田町の現状

1 人口構造

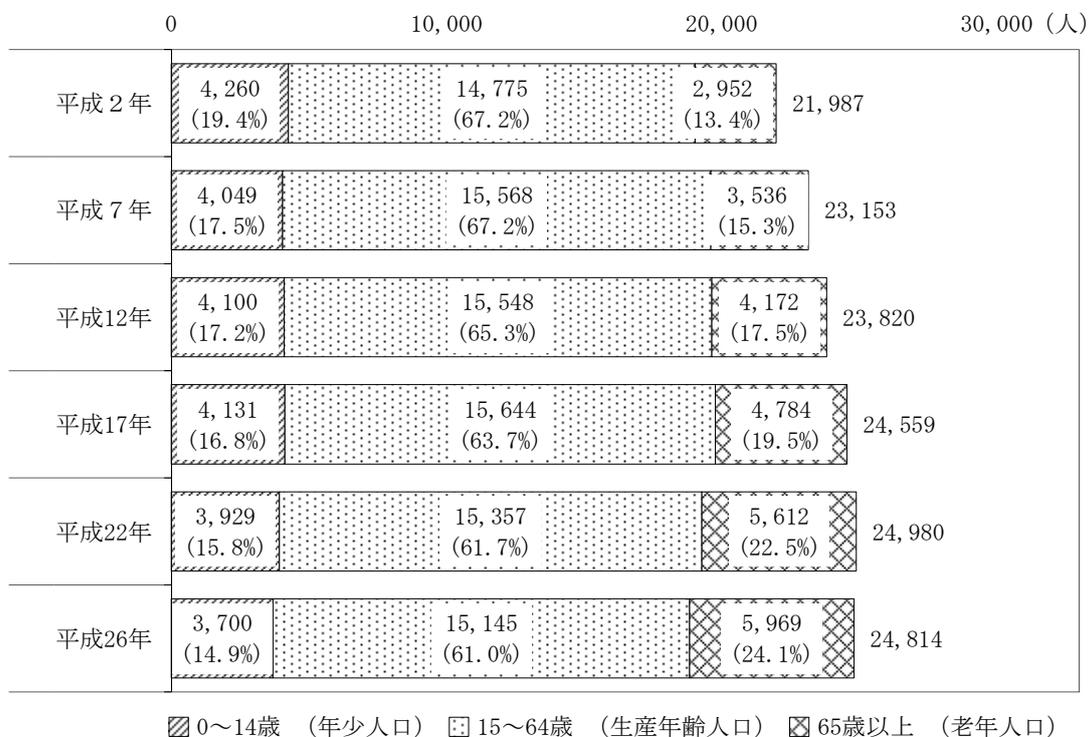
(1) 人口の推移

本町の総人口は、平成26年4月1日現在24,814人となっており、平成17年以降は24,000人台で推移しています。

年齢3区分別人口構成の推移をみると、0～14歳の年少人口の割合は減少を続けており、平成2年の19.4%から平成26年の14.9%へと、4.5ポイント減少しています。一方、65歳以上の老年人口の割合は増加を続けており、平成2年の13.4%から平成26年の24.1%へと10.7ポイント増加しており、少子・高齢化の進展がうかがえます。

全国の人口割合は、0～14歳の年少人口が12.9%、15～64歳の生産年齢人口が61.9%、65歳以上の老年人口が25.2%（いずれも平成26年1月1日現在、内閣府）となっています。本町の人口構成は全国平均に近いものの、0～14歳の年少人口の割合は、全国平均に比べ2.0ポイント高くなっています。

図表2-1 人口の推移



(注) 総人口は年齢不詳(平成22年82人)を含めた数値。

資料：平成22年までは「国勢調査」。平成26年は4月1日住民基本台帳人口。

(2) 子ども数の推移

平成 26 年 4 月 1 日現在の本町の 18 歳未満の子どもの数は 4,584 人です。昭和 60 年以降減少を続けています。

図表 2-2 18 歳未満（年齢 3 歳階級別）人口の推移

区分	昭和 60 年	平成 2 年	7 年	12 年	17 年	22 年	26 年
0 歳	237	208	266	245	221	212	169
1 歳	251	240	283	220	227	220	212
2 歳	260	241	234	270	230	222	233
0～2 歳	748	689	783	735	678	654	614
3 歳	263	256	250	267	295	239	219
4 歳	263	235	255	268	273	238	231
5 歳	297	263	246	302	284	244	238
3～5 歳	823	754	751	837	852	721	688
6 歳	310	272	269	306	273	268	260
7 歳	316	276	277	264	294	262	244
8 歳	348	281	277	265	293	300	246
6～8 歳	974	829	823	835	860	830	750
9 歳	386	270	263	283	281	268	260
10 歳	431	310	282	251	315	284	281
11 歳	406	339	289	293	313	282	273
9～11 歳	1,223	919	834	827	909	834	814
12 歳	459	318	283	298	271	304	273
13 歳	430	361	295	301	273	296	279
14 歳	428	390	280	267	288	290	282
12～14 歳	1,317	1,069	858	866	832	890	834
15 歳	387	435	314	282	244	302	292
16 歳	319	401	345	296	298	321	307
17 歳	343	451	326	288	293	260	285
15～17 歳	1,049	1,287	985	866	845	883	884
計	6,134	5,547	5,034	4,966	4,976	4,812	4,584

資料：平成 22 年までは「国勢調査」。平成 26 年は 4 月 1 日住民基本台帳人口。

2 出生の状況

(1) 出生数・出生率の推移

本町における平成 24 年の出生数は 191 人です。平成 18 年に大幅な減少がありましたが、その後は 200 人前後で推移しています。平成 24 年の出生率（人口 1,000 対）は 7.7 で、全国、岐阜県より低くなっています。

図表 2-3 出生数および出生率（人口 1,000 対）の推移

区 分	出生数(人)	出生率（人口 1,000 対）		
	池田町	池田町	岐阜県	全国
平成 7 年	270	11.7	9.6	9.6
平成 12 年	243	10.2	9.6	9.5
平成 13 年	232	9.7	9.3	9.3
平成 14 年	247	10.2	9.3	9.2
平成 15 年	210	8.7	9.1	8.9
平成 16 年	237	9.8	8.7	8.8
平成 17 年	217	8.8	8.6	8.4
平成 18 年	164	6.7	8.8	8.7
平成 19 年	199	8.0	8.6	8.6
平成 20 年	208	8.4	8.5	8.7
平成 21 年	192	7.8	8.5	8.5
平成 22 年	210	8.4	8.3	8.5
平成 23 年	202	8.1	8.3	8.3
平成 24 年	191	7.7	8.1	8.2

資料：「人口動態統計」。各年 10 月 1 日現在の推定人口を使用。出生数は前年 10 月 1 日から当年 9 月 30 日までの計。

(2) 合計特殊出生率の推移

本町の平成 24 年度の合計特殊出生率は 1.49 で全国、岐阜県を上回っています。

図表 2-4 合計特殊出生率の推移

区 分	池田町	岐阜県	全国
平成 17 年度	1.38	1.37	1.26
平成 18 年度	1.08	1.35	1.32
平成 19 年度	1.32	1.34	1.34
平成 20 年度	1.42	1.35	1.37
平成 21 年度	1.37	1.37	1.37
平成 22 年度	1.53	1.48	1.39
平成 23 年度	1.53	1.44	1.39
平成 24 年度	1.49	1.45	1.41

(注) 合計特殊出生率：ある年の女性の年齢別出生率がかわらないという仮定のもとで、1 人の女性（15～49 歳）が、その生涯に平均何人の子どもを生むかを推計した値。人口を維持するために必要な水準は 2.07 とされています。

資料：岐阜県統計資料

3 世帯の状況

(1) 子どものいる世帯

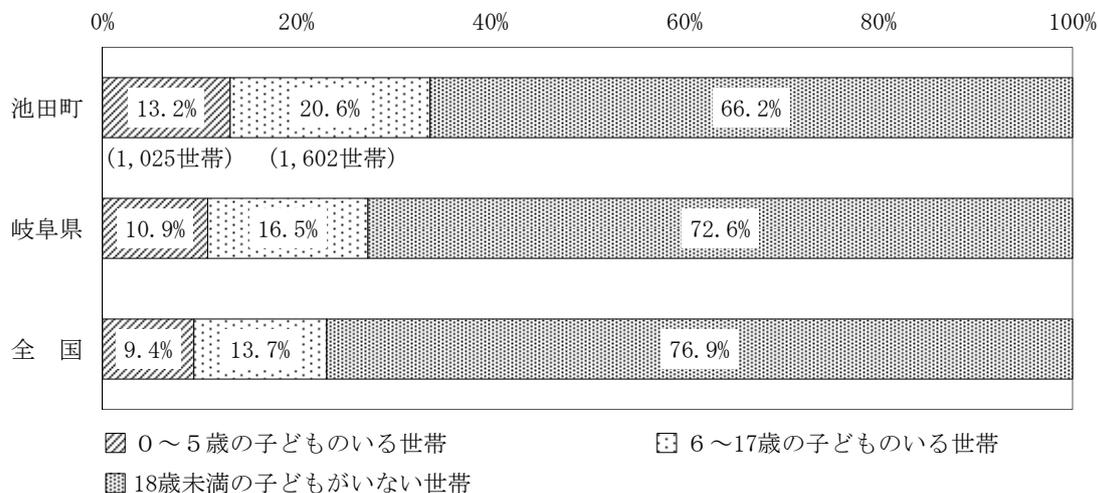
本町の平成 22 年の一般世帯数は 7,783 世帯で増加傾向にあります。18 歳未満の子どものいる世帯は 2,627 世帯で全体の 33.8%、6 歳未満の子どものいる世帯は 1,025 世帯で全体の 13.2%となっており、減少傾向にあります（図表 2-5）。全国、岐阜県と比較すると、本町の子どものいる世帯の割合は、全国、岐阜県を上回っています（図表 2-6）。

図表 2-5 18 歳未満の子どもがいる一般世帯の世帯数の推移

区 分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
一般世帯数	5,515	6,077	6,549	7,152	7,783
18 歳未満親族のいる一般世帯	2,952	2,747	2,659	2,704	2,627
(%)	53.5	45.2	40.6	37.8	33.8
6 歳未満親族のいる一般世帯	1,020	1,091	1,134	1,119	1,025
(%)	18.5	18.0	17.3	15.6	13.2

資料：「国勢調査」

図表 2-6 18 歳未満の子どもがいる一般世帯の割合



(注) 一般世帯数とは、総世帯から寮など「施設等世帯」を除いた世帯。

資料：「国勢調査」平成 22 年

(2) 世帯人員

本町の平成 22 年の平均世帯人員は 3.15 人、18 歳未満の子どものいる世帯は 4.65 人、6 歳未満の子どものいる世帯は 4.67 人で、いずれも全国、岐阜県より多くなっています。ただし、世帯規模が縮小していく傾向は同じです。

図表 2-7 平均世帯人員の推移

区 分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
池田町	3.95	3.77	3.59	3.37	3.15
18 歳未満親族のいる一般世帯	4.96	4.96	4.92	4.77	4.65
6 歳未満親族のいる一般世帯	5.23	5.04	5.00	4.80	4.67
岐阜県	3.40	3.22	3.07	2.91	2.78
18 歳未満親族のいる一般世帯	4.70	4.70	4.60	4.48	4.35
6 歳未満親族のいる一般世帯	4.94	4.77	4.55	4.41	4.35
全国	2.99	2.82	2.66	2.54	2.42
18 歳未満親族のいる一般世帯	4.39	4.35	4.24	4.13	4.04
6 歳未満親族のいる一般世帯	4.50	4.34	4.18	4.10	4.06

資料：「国勢調査」

(3) 家族類型

家族類型をみると、子どものいる世帯については、本町は全国、岐阜県よりも核家族世帯の割合が低くなっています。母子世帯は 96 世帯、父子世帯は 12 世帯です。

図表 2-8 一般世帯の家族類型

単位：世帯 (%)

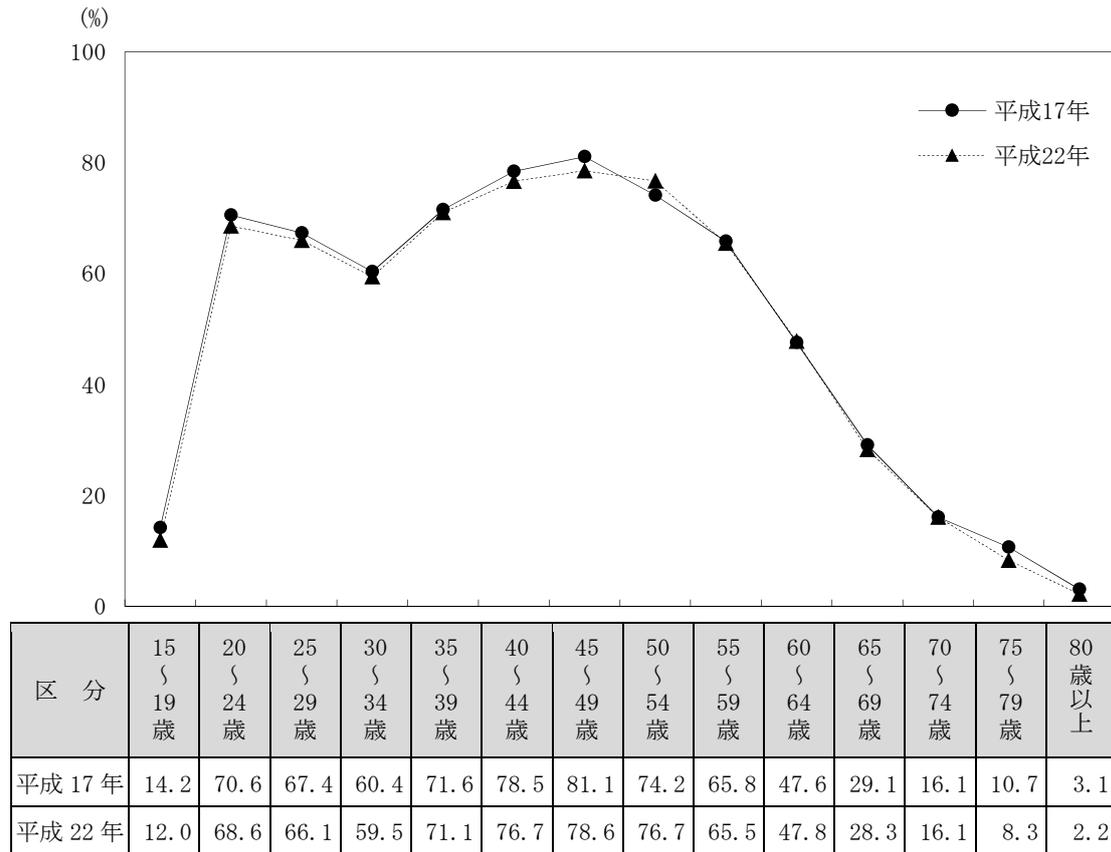
区 分	一般世帯数	親族世帯		非親族世帯	単独世帯	再 掲	
		核家族世帯	その他の親族世帯			母子世帯	父子世帯
池 田 町	7,783 (100.0)	4,493 (57.7)	1,879 (24.1)	35 (0.4)	1,375 (17.7)	96 (1.2)	12 (0.2)
18 歳未満親族の いる世帯	2,627 (100.0)	1,577 (60.0)	1,040 (39.6)	9 (0.3)	1 (0.0)	93 (3.5)	9 (0.3)
6 歳未満親族 のいる世帯	1,025 (100.0)	667 (65.1)	355 (34.6)	3 (0.3)	0 (-)	21 (2.0)	1 (0.1)
岐 阜 県	(100.0)	(57.4)	(18.3)	(0.7)	(23.6)	(1.3)	(0.1)
18 歳未満親族の いる世帯	(100.0)	(67.5)	(32.0)	(0.4)	(0.2)	(4.6)	(0.5)
6 歳未満親族 のいる世帯	(100.0)	(72.9)	(26.7)	(0.4)	(-)	(2.1)	(0.1)
全 国	(100.0)	(56.3)	(10.2)	(0.9)	(32.4)	(1.5)	(0.2)
18 歳未満親族の いる世帯	(100.0)	(80.0)	(19.4)	(0.4)	(0.3)	(5.8)	(0.6)
6 歳未満親族 のいる世帯	(100.0)	(83.7)	(16.0)	(0.3)	(0.0)	(2.8)	(0.2)

資料：「国勢調査」平成 22 年

4 女性の就業率

平成22年の本町における女性の年齢別就業率をみると、20～24歳と45～49歳の2つの年齢層をピークとしたM字型曲線を描いています。30～34歳は60%を割り込み、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多くなっています。平成17年と比べて平成22年の割合が高いのは50～54歳、60～64歳だけで、全般的に就業率は低下しています（図表2-9）。

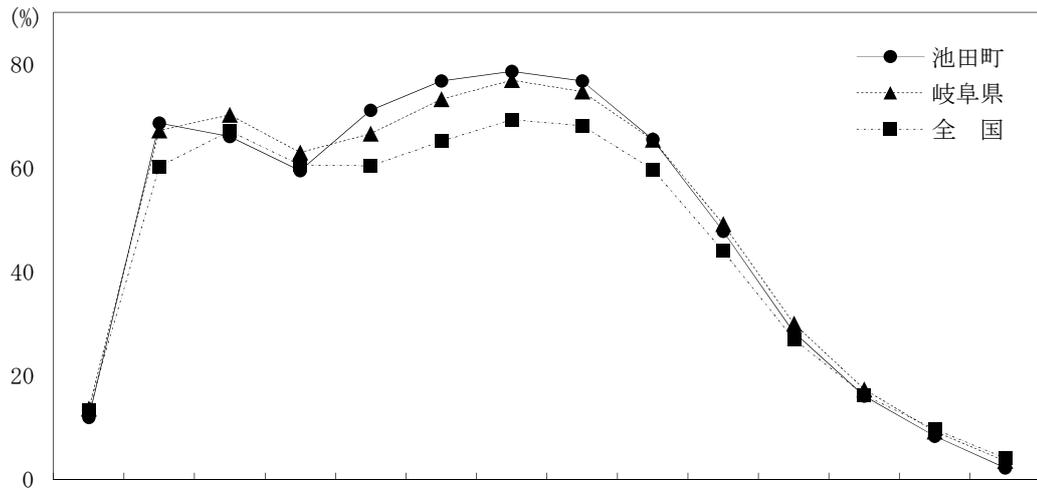
図表2-9 女性の年齢別就業率



資料：「国勢調査」

女性の年齢別就業率について全国、岐阜県と比べると、本町は20～24歳および35～59歳は高く、25～34歳は低くなっており、全国、岐阜県よりもM字の落ち込みが大きいと言えます。

図表 2-10 女性の年齢別就業率の比較



区分	15 ～ 19 歳	20 ～ 24 歳	25 ～ 29 歳	30 ～ 34 歳	35 ～ 39 歳	40 ～ 44 歳	45 ～ 49 歳	50 ～ 54 歳	55 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 ～ 74 歳	75 ～ 79 歳	80 歳 以上
池田町	12.0	68.6	66.1	59.5	71.1	76.7	78.6	76.7	65.5	47.8	28.3	16.1	8.3	2.2
岐阜県	13.7	67.2	70.2	63.0	66.6	73.2	76.9	74.7	65.4	49.2	30.0	17.4	9.3	3.6
全国	13.3	60.3	67.1	60.6	60.4	65.1	69.3	68.1	59.7	44.0	27.0	16.3	9.7	4.1

資料：「国勢調査」

5 未婚率

平成2年以降について性・年齢別の未婚率をみると、女性の25～29歳と30～34歳、男性の30～34歳と35～39歳で、未婚率が大幅に上がっています。

全国、岐阜県と比べると、男女ともに上記の年齢層は全国、岐阜県より低くなっています。

女性の25～29歳についてみると、平成12年までは急激に上昇していましたが、その後は50%台で推移しています。30歳代は依然として低下傾向にあります。

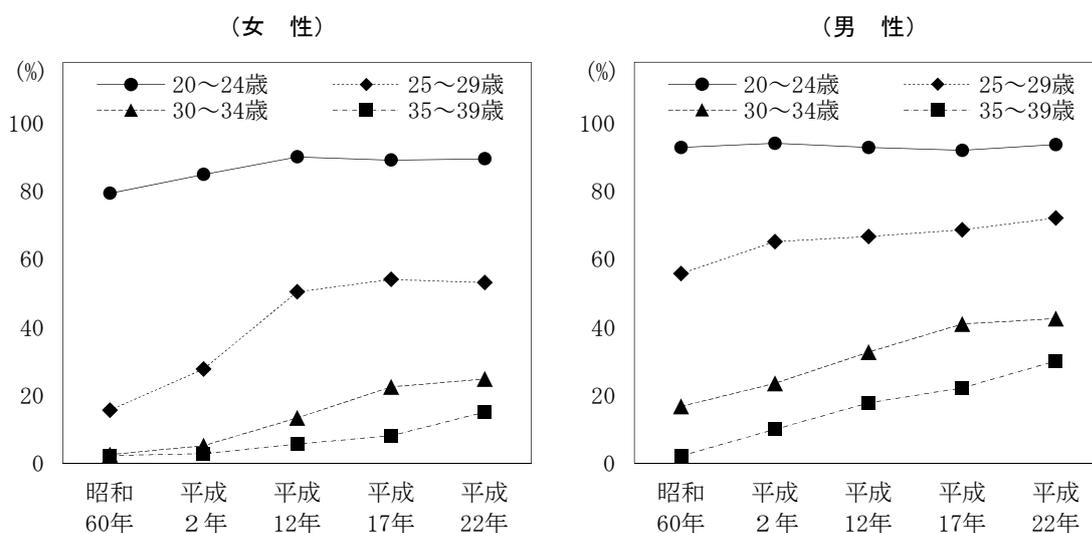
図表2-11 未婚率の推移

単位：%

区 分		女 性					男 性				
		平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年
20～24歳	池田町	85.0	86.9	90.2	89.2	89.6	94.1	92.3	92.9	92.1	93.8
	岐阜県	86.8	87.6	88.0	88.0	88.6	93.5	93.2	92.6	92.9	93.1
	全 国	85.0	86.4	87.9	88.6	87.8	92.2	92.6	92.9	93.4	91.4
25～29歳	池田町	27.7	36.9	50.4	54.1	53.2	65.2	59.9	66.7	68.7	72.2
	岐阜県	34.2	44.3	50.7	55.0	55.6	63.1	65.0	66.8	68.8	69.4
	全 国	40.2	48.0	54.0	59.0	58.9	64.4	66.9	69.3	71.4	69.2
30～34歳	池田町	5.2	9.2	13.3	22.4	24.8	23.5	26.0	32.7	41.0	42.6
	岐阜県	8.8	14.0	21.0	26.2	29.3	27.0	31.9	37.8	42.5	44.4
	全 国	13.9	19.7	26.6	31.9	33.9	32.6	37.3	42.9	47.0	46.0
35～39歳	池田町	2.8	3.4	5.6	8.1	15.0	10.0	17.0	17.8	22.2	30.1
	岐阜県	4.3	6.1	9.5	14.4	18.0	13.9	17.3	21.5	27.5	31.9
	全 国	7.5	10.0	13.8	18.3	22.7	19.0	22.6	25.7	30.0	34.8

資料：「国勢調査」

図表2-12 年齢別未婚率の推移（池田町）



6 子育て支援サービス

(1) 保育サービス

① 保育園児童数

本町には、保育園が8園あり、平成26年4月1日現在720人の児童が通園しています(図表2-13)。

平成22年以降は710~720人台で推移しています。平成22年と平成26年について年齢別にみると、3歳以上はやや減少し、0~2歳児の利用が増加しています(図表2-14)。

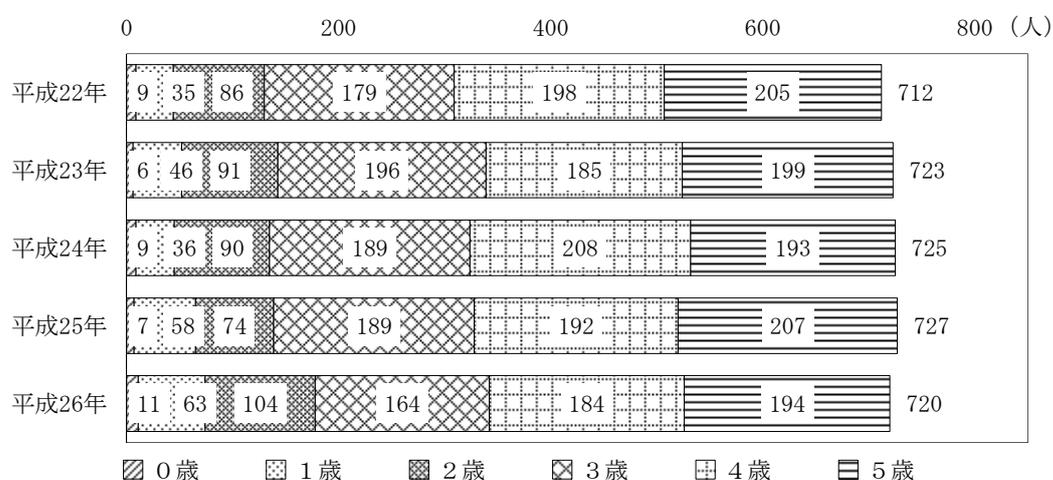
図表2-13 保育園別入所児童数

単位：入園率は%、他は人

区分	定員	入園児童数							入園率	保育士数	
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計			
公立	宮地保育園	60	0	5	5	9	5	16	40	66.7	6
	温知保育園	180	0	10	21	41	43	49	164	91.1	17
	西保育園	130	1	9	7	30	31	24	102	78.5	13
	片山保育園	100	0	11	15	17	26	24	93	93.0	12
	養基保育園	120	0	2	14	12	28	15	71	85.8	14
私立	池田保育園	110	4	9	18	23	23	32	109	99.1	18
	八幡保育園	60	3	5	7	12	11	13	51	85.0	14
	市橋保育園	90	3	11	16	20	16	21	87	96.7	14
広域入所			0	1	1	0	1	0	3		
計			11	63	104	164	184	194	720		

(注) 平成26年4月1日現在。養基保育園は、児童数は本町のみ、入園率は全児童。

図表2-14 年齢別保育園別入所児童数の推移



(注) 池田町在住の児童のみ

② 各種保育事業の状況

本町では、すべての保育園において乳児保育を実施しており、公立保育園は生後8か月から、私立保育園では生後3か月から受け入れを行っています。また、長時間保育あるいは延長保育についても、すべての保育園で対応しています。

ふだんは家庭で保育している子どもを親の病気や育児疲れの時に一時的に預かる一時保育については、温知保育園、西保育園、池田保育園、八幡保育園、市橋保育園の5園で実施しています。障がい児保育については、八幡保育園で実施しています。

休日・夜間保育は実施していません。

図表2-15 保育時間・入所年齢等の状況（平成26年度）

区分	入園年齢	保育時間			備考
			平日	土曜日	
公立	宮地保育園	通常	8:30~16:30	8:30~16:30	土曜日は集合保育
		延長	7:30~18:00	7:30~18:00	
	温知保育園	通常	8:30~16:30	8:30~16:30	土曜日は集合保育
		延長	7:30~18:00	7:30~18:00	
	西保育園	通常	8:30~16:30	8:30~16:30	土曜日は集合保育
		延長	7:30~19:00	7:30~18:00	
	片山保育園	通常	8:30~16:30	8:30~16:30	土曜日は集合保育
		延長	7:30~18:00	7:30~18:00	
	養基保育園	通常	8:30~16:30	8:30~16:30	土曜日は集合保育
		延長	7:30~18:00	7:30~18:00	
私立	池田保育園	通常	8:00~16:00	8:00~12:00	
		延長	7:00~18:45		
	八幡保育園	通常	8:00~16:00	8:00~12:00	
		延長	7:00~18:45		
	市橋保育園	通常	8:00~16:00	8:30~12:30	
		延長	7:30~19:00		

図表2-16 各種保育事業の推移

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延長保育	実施か所数(か所)	-	3	3	3	4
	利用者数(人)	-	-	1,526	1,781	1,363
乳児保育	実施か所数(か所)	8	8	8	8	8
	利用者数(人)	-	9	6	9	7
一時保育	実施か所数(か所)	3	3	3	3	3
	利用者数(人)	249	63	308	261	216
障がい児保育	実施か所数(か所)	1	1	1	1	1
	利用者数(人)	-	8	7	12	7

病児・病後児保育は、平成 23 年度から病児・病後児保育室「ひまわり」（池田ふれあいサポートセンター内）で開始しています。平成 25 年度の登録者数は 63 人、実利用者数は 50 人となっており、登録者数は減少していますが、実利用者数は増加しています。

図表 2-17 病児・病後児保育の利用状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
登録者数（人）	111	73	63
実利用者数（人）	27	49	50
延べ利用者数（人）	66	144	107

図表 2-18 病児・病後児保育の年齢別登録者数（平成 25 年度）

区 分	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	計
登録者数（人）	4	14	8	16	7	10	2	2	63
実利用者数（人）	0	5	14	8	8	7	5	3	50
延べ利用者数（人）	0	17	37	11	15	21	4	2	107

実施施設：池田ふれあいサポートセンター内病児・病後児保育室ひまわり

定員：3 人

③ 事業所内保育施設

町内には、事業所内保育施設が 1 か所あり、10 人の児童が利用しています。

図表 2-19 事業所内保育施設の状況

区 分	定 員	入所児童数	保育時間	設置主体	備 考
あびっこランド	20 人	10 人	7:30~18:30	アビ株式会社	時間外 18:30~19:30

(注) 平成 26 年 4 月 1 日現在

(2) 地域子育て支援拠点事業

地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う地域子育て支援拠点事業は、温知保育園内の地域子育て支援センターにおいて実施しています。

図表 2-20 地域子育て支援拠点事業の実施状況

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
地域子育て支援 拠点事業	実施か所数（か所）	1	1	1	1	1
	利用者数（人）	6,450	7,172	5,610	7,506	7,917
	開設日数（日）	237	242	239	242	248

図表 2-21 地域子育て支援拠点事業の内容

区 分	開館時間・休館日等	事業内容等	
かんがるー (親子広場)	開館時間：9:00 休館日：土、日曜日	同年齢の親子で様々な活動を通して、子育ての楽しさや喜びを味わえるよう支援する	
フリー参加	開館時間：9:00 休館日：土、日曜日	親子のふれあいや、他の親子との関わりをもつことができるよう支援する	園庭解放、ランチタイム
サークル活動	開館時間：9:00 休館日：土、日曜日	自主的かつ積極的なサークル活動ができるよう支援する	

(3) 子育て短期支援事業

保護者が病気や仕事で子どもを家庭で世話できない場合、児童養護施設等で一時的に預かるショートステイは、児童養護施設「樹心寮（大野町）」と乳児院「乳幼児ホームまりあ（岐阜市）」に委託して実施しています。

平成 23 年度に 3 人の利用がありました。

図表 2-22 子育て短期支援事業等の実施状況

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ショートステイ	実施か所数 (か所)	0	0	1	0	0
	利用者数 (人)	0	0	3	0	0
	延べ利用日数 (日)	0	0	3	0	0

(4) 幼稚園

町内の幼稚園は1園で、平成26年5月1日現在263人の児童が通園しています。うち本町の児童は99人です（図表2-23）。

平成22年以降についてみると、児童数は減少傾向にあります（図表2-24）。

図表2-23 幼稚園児童数

単位：人

区 分	定員	3 歳	4 歳	5 歳	計
私立 コスモ幼稚園	350	92	89	82	263
うち池田町分		37(1)	34	28	99

(注) 平成26年5月1日現在。()内の数字は満3歳児

図表2-24 コスモ幼稚園年齢別入園児童数の推移

単位：人

区 分	3 歳	4 歳	5 歳	計
平成22年	113	106	109	328
平成23年	106	111	98	315
平成24年	82	102	109	293
平成25年	95	79	100	274
平成26年	92	89	82	263

(注) 各年5月1日現在

7 小中学校

(1) 小学校

町内には小学校が5校あり、平成26年5月1日現在1,559人の児童が通学しています。平成22年以降についてみると、児童数は減少傾向にあります（図表2-25）。

小学校別にみると、温知小学校が521人と最も多く、次いで八幡小学校の454人となっています。最も少ないのが宮地小学校で101人となっており、2年生は8人と少なくなっています（図表2-26）。

図表2-25 小学校児童数の推移

単位：人

区 分	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
平成22年	276	277	271	280	274	290	1,668
平成23年	258	274	274	272	276	274	1,628
平成24年	251	257	274	277	274	277	1,610
平成25年	240	249	260	288	277	271	1,585
平成26年	260	243	245	261	277	273	1,559

(注) 各年5月1日現在。養基小学校は、本町のみ

図表2-26 小学校別児童数

単位：人

区 分	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
温知小学校	87	78	83	91	92	90	521
八幡小学校	82	79	69	77	78	69	454
宮地小学校	21	8	15	17	22	18	101
池田小学校	51	54	53	42	62	60	322
養基小学校	19	24	25	34	23	36	161
計	260	243	245	261	277	273	1,559

(注) 平成26年5月1日現在。養基小学校は、本町のみ

(2) 中学校

町内の中学校は1校で、平成26年5月1日現在817人の生徒が通学しています。生徒数は、平成22年までは増減を繰り返していましたが、平成23年以降は減少しています。

図表2-27 中学校生徒数の推移

単位：人

平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
1,118	859	852	819	895	873	862	828	817

(注) 各年5月1日現在

図表2-28 学年別中学校生徒数

単位：人

区分	1年	2年	3年	計
池田中学校	268	272	277	817

(注) 平成26年5月1日現在

(3) 不登校

年間30日以上長期欠席者のうち「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたくともできない状態にある者（病気や経済的理由によるものを除く）」を不登校といいます。平成25年度の本町の不登校児童・生徒数は、小学生が16人（0.94%）、中学生が20人（2.42%）でした。

不登校等に対する相談指導のために、2人のスクールカウンセラーが配置されています。

図表2-29 不登校児童・生徒数の推移（30日以上欠席）

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小学校（人）	10	14	15	16
比率（%）	0.56	0.80	0.87	0.94
中学校（人）	33	24	24	20
比率（%）	3.69	2.75	2.78	2.42

図表2-30 スクールカウンセラー（平成26年度）

区分	人数	相談時間	備考
中学校区	2人	年間180時間×2人	小中学校対象

8 健全育成

(1) 児童館

児童館は、子どもたちに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることや子育て家庭の支援を目的とする施設です。本町では、平成 17 年 10 月に温知児童館、池田児童館、養基児童館を、平成 20 年 4 月に八幡児童館を開館しました。利用者数は、年間 20,000 人を超えています。

図表 2-31 児童館の年間利用者数（平成 25 年度）

合計	年間利用者数（人）			
	乳幼児	保護者	小学生	合計
温 知	3,695	2,856	3,580	10,131
池 田	1,704	1,336	3,252	6,292
八 幡	615	507	278	1,400
養 基	2,895	2,112	2,636	7,643
合 計	8,909	6,811	9,746	25,466

図表 2-32 児童館の年間利用者数の推移

合計	年間利用者数（人）			
	乳幼児	保護者	小学生	合計
平成 18 年	9,317	6,961	6,813	23,091
平成 19 年	10,979	7,875	7,673	26,527
平成 20 年	10,599	7,956	7,917	26,472
平成 21 年	7,818	6,178	8,337	22,333
平成 22 年	8,134	6,049	8,083	22,266
平成 23 年	7,078	5,483	9,648	22,209
平成 24 年	7,211	5,468	8,461	21,140
平成 25 年	8,909	6,811	9,746	25,466

【児童館の機能】

①子育て家庭の支援

- ・親子の集いの場づくり、子育てサークルの育成・支援、子育て相談、情報提供

②遊びを通じた子どもの育成

- ・豊かな遊びの提供、居場所づくり、多世代、異年齢の交流

③地域の子育て環境づくり

- ・子ども・子育てを通じた地域の交流、関係機関のネットワークづくり

(2) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、保護者が就労などにより昼間家庭にいない子どもを預かり、「遊び」や「生活」を通して子どもの健全育成を図ることを目的としています。対象となる年齢は、平成 24 年度までは小学校 1～3 年生でしたが、平成 25 年度は 4 年生まで、平成 26 年度は 5 年生まで拡大しています。

本町には、放課後児童クラブが 5 か所あり、平成 25 年 4 月 1 日現在、147 人が登録しています。利用者数は、150 人前後で推移しています。

図表 2-33 放課後児童クラブの登録児童数の推移

単位：人

分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
温知児童クラブ	54	43	42	47	44
八幡児童クラブ	38	40	38	38	33
宮地児童クラブ	14	19	17	10	14
池田児童クラブ	28	26	21	24	21
養基児童クラブ	33	31	35	38	35
計	167	159	153	157	147

(注) 各年 4 月 1 日現在

図表 2-34 放課後児童クラブの登録児童数

単位：人

区 分	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	計
温知児童クラブ	19	12	13	5	7	56
八幡児童クラブ	12	2	6	6	3	29
宮地児童クラブ	8	2	4	5	6	25
池田児童クラブ	7	2	2	1	0	12
養基児童クラブ	6	5	10	2	0	23
計	52	23	35	19	16	145

(注) 平成 26 年 4 月 1 日現在

9 相 談

(1) 地域子育て支援センター

地域子育て支援センターは、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所として開設しています。子育てについての相談指導、子育て講座、情報提供、子育てサークルへの支援など、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的としています。本町は、温知保育園に併設して整備しています。平成 25 年の利用実績は 7,917 人で、毎年利用人数が増加しています。また、保護者の自主的なグループ「子育てサークル」が生まれています。

図表 2-35 地域子育て支援センターの利用者数の推移

区 分	年間利用者数（人）		
	乳幼児	保護者	合計
平成 18 年	2,937	2,779	5,716
平成 19 年	3,597	3,228	6,825
平成 20 年	3,684	3,399	7,083
平成 21 年	3,353	3,097	6,450
平成 22 年	3,788	3,384	7,172
平成 23 年	2,922	2,688	5,610
平成 24 年	3,886	3,620	7,506
平成 25 年	4,125	3,792	7,917

図表 2-36 地域子育て支援センターの状況（平成 25 年度）

設置場所	設置年月	職員	事業内容
温知保育園 併設	平成 11 年西保 育園内に開設 →平成 17 年移 転	2 人	子育て講座、プレママ相談(毎月第 2, 4 月曜日)
			プレママ講座、おひさま広場 (年 4 回)
			うさちゃん広場 (毎月第 1 水曜日)
			1 / 2 バースデー (毎月第 2 水曜日)
			出前保育 保健センター (年 2 回)

(2) ことばの教室(児童発達支援)

ことばの教室は昭和 57 年に障害児治療訓練教室としてスタートし、平成 17 年に障害者自立支援法に基づく児童デイサービス施設に移行し、平成 25 年からは児童福祉法に基づく発達支援事業として実施しています。

図表 2-37 ことばの教室利用者数(池田町)の推移

区 分	入室児		合計	相談件数	小学生相談
	3 歳以上	未満児			
平成 22 年	65	16	81	54	83
平成 23 年	67	33	100	105	19
平成 24 年	84	31	115	103	19
平成 25 年	89	19	108	75	27
平成 26 年	91	22	113	86	13

(注) 各年 5 月 1 日現在

10 母子保健サービス

(1) 健康診査

疾病や障がいの予防・早期発見のために、妊娠健康診査、3～4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を行っています。歯科健康診査は3歳児を対象として実施しています。

図表 2-38 妊婦一般健康診査受診状況

区 分	受診票発行実人数 (人)	受診状況	有所見状況	
		受診延人数 (人)	有所見者延人数 (人)	有所見率 (%)
平成 21 年度	238	2,282	255	11.2%
平成 22 年度	228	2,421	370	15.3%
平成 23 年度	209	2,397	365	15.2%
平成 24 年度	209	2,278	259	11.4%
平成 25 年度	200	2,015	247	12.3%

(注) 1 受診率

- ・妊婦さん1人に対して14枚の受診票を発行していますが、妊娠経過や分娩週数によって使用される枚数が異なります。
- ・本町で受診票を発行した後、転出や流産等で受診が途絶えることがあります。
- ・受診率はほぼ100%だと思いますが、平成24年度は未受診者（出産後の母子健康手帳交付）が2件ありました。

2 有所見状況

- ・毎年7月中旬頃に県報告があり、前々年度分の有所見者延人数を提出しています。

図表 2-39 乳児（3，4か月児）健康診査実施状況

単位：受診率は%、他は人

区 分	対象児数	受診児数	受診率	健 診 結 果			
				異常なし	要観察	要精検	要医療
平成 21 年度	196	195	99.5	126	52	0	17
平成 22 年度	215	212	98.6	122	52	0	38
平成 23 年度	213	215	100.9	142	50	0	23
平成 24 年度	184	180	97.8	119	50	0	11
平成 25 年度	194	191	98.5	128	53	0	10

図表 2-40 10か月児健康診査実施状況

単位：受診率は%、他は人

区 分	対象児数	受診児数	受診率	健 診 結 果			
				異常なし	要観察	要精検	要医療
平成 21 年度	221	201	91.0	163	28	0	10
平成 22 年度	207	199	96.1	155	37	0	7
平成 23 年度	209	197	94.3	150	41	0	6
平成 24 年度	220	215	97.7	162	46	0	7
平成 25 年度	203	196	96.6	139	54	0	3

図表 2-41 1歳6か月児健康診査実施状況

単位：受診率は%、他は人

区 分	対象児数	受診児数	受診率	健 診 結 果			
				異常なし	要観察	要精検	要医療
平成 21 年度	205	195	95.1	123	71	0	1
平成 22 年度	222	217	97.7	134	81	0	2
平成 23 年度	225	212	94.2	132	74	0	6
平成 24 年度	221	214	96.8	119	86	0	9
平成 25 年度	200	199	99.5	109	84	0	6

図表 2-42 3歳児健康診査実施状況

単位：受診率は%、他は人

区 分	対象児数	受診児数	受診率	健 診 結 果			
				異常なし	要観察	要精検	要医療
平成 21 年度	213	203	95.3	163	38	0	2
平成 22 年度	242	224	92.6	169	53	0	2
平成 23 年度	237	225	94.9	149	76	0	0
平成 24 年度	223	207	92.8	141	61	0	5
平成 25 年度	218	200	91.7%	124	74	0	2

図表 2-43 3歳児歯科健康診査実施状況

区 分	対象児数 (人)	受診児数 (人)	受診率 (%)	う歯のある児童 (人)	一人あたりう歯数 (本)
平成 21 年度	213	202	94.8%	40	0.85
平成 22 年度	242	224	92.6%	47	0.88
平成 23 年度	237	225	94.9%	27	0.38
平成 24 年度	223	207	92.8%	22	0.33
平成 25 年度	218	200	91.7%	27	0.60

(2) 訪問指導等

① 訪問指導

保健師が、妊産婦、乳幼児等を対象として訪問指導を行っています。

図表 2-44 訪問指導の実施状況

区 分		妊 婦	産 婦	乳 児	幼 児	計
平成 21 年度	実 人 数 (人)	0	1	45	133	179
	延べ訪問回数 (回)	0	2	61	230	293
平成 22 年度	実 人 数 (人)	0	1	46	116	163
	延べ訪問回数 (回)	0	2	51	163	216
平成 23 年度	実 人 数 (人)	0	0	59	338	397
	延べ訪問回数 (回)	0	0	71	361	432
平成 24 年度	実 人 数 (人)	0	0	57	118	175
	延べ訪問回数 (回)	0	0	98	313	411
平成 25 年度	実 人 数 (人)	3	1	79	139	222
	延べ訪問回数 (回)	9	4	104	225	342

② 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4か月を迎えるまでのすべての乳児のいる家庭を対象として、母子健康手帳交付時等に事業について説明し、訪問の同意を得て、母子保健推進員または保健師が訪問を実施しています。

図表2-45 乳児家庭全戸訪問事業

区 分	実人数（人）	実施方法、スタッフ等
平成21年度	174	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付時等に事業について説明し、訪問の同意を得る。 生後2か月頃、保健センターから地域の母子保健推進員に訪問を依頼する。 母子保健推進員または保健師が訪問を実施する。 育児に関する不安や悩みの聴取 相談 子育てに関する情報提供（子育てハンドブック使用）
平成22年度	188	
平成23年度	197	
平成24年度	152	
平成25年度	158	

③ 養育支援訪問事業

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、訪問支援員、保健師または保育士が訪問して、育児・家事の援助、養育に関する指導助言等を行っています。

図表2-46 養育支援訪問事業

区 分	延べ訪問件数（件）	実施方法、スタッフ等
平成21年度	12	養育困難で支援の必要性があると判断した家庭に子育て経験者等訪問支援員を派遣し、育児支援や育児相談・指導を行う。ただし、複雑な問題を抱えている家庭に対する具体的な育児支援に関する技術指導については、保健師、保育士等が対応する。
平成22年度	14	
平成23年度	3	
平成24年度	63	
平成25年度	48	

(3) 乳幼児相談と栄養相談

毎週水曜日に、保健センターにおいて、保健師または管理栄養士による乳幼児相談と栄養相談を行っています。

図表2-47 乳幼児相談と栄養相談

区 分	実施回数	延べ参加人数	スタッフ等
平成21年度	104回	600人	場所：保健センター 実施日：毎週水曜日 内容： 身体に関すること 食事、離乳食に関すること
平成22年度	98回	644人	
平成23年度	100回	717人	
平成24年度	100回	843人	
平成25年度	102回	835人	

(注) 半日1回とカウントしているため、1日2回となります。

(4) 両親学級等

① 両親学級（はじめの1歩 パパ・ママの会）

妊娠中の人やその家族のために、保健センターでは年3回、両親学級を開いています。

図表2-48 両親学級の実施状況

区 分	実施回数	延べ参加人数	スタッフ等
平成21年度	3回	63人	場所：保健センター 実施日：7、11、3月の日曜日 内容： お父さんへ赤ちゃんからのメッセージ（ビデオ鑑賞） 妊娠シミュレータ体験 赤ちゃんのお風呂の実習
平成22年度	3回	51人	
平成23年度	3回	44人	
平成24年度	3回	54人	
平成25年度	3回	36人	

② 各種教室

3～4か月児健康診査と10か月児健康診査で、離乳食の内容も含めて実施しています。離乳食学級以外の教室としては、ぴよぴよ広場、2歳児教室、うさちゃんひろばを実施しています。

(5) フッ化物塗布

歯科医師会に委託し、各保育園においてフッ化物塗布を実施しています。

図表2-49 フッ化物塗布の実施状況

区 分	実施回数	延べ参加人数	スタッフ等
平成21年度	26回	1,540人	岐阜県歯科医師会に委託し、各保育園と保健センターで春と秋の年2回実施している。 (H25年度から各保育園のみに変更)
平成22年度	26回	1,534人	
平成23年度	26回	1,532人	
平成24年度	26回	1,484人	
平成25年度	24回	1,473人	

(6) 予防接種

予防接種法および結核予防法に基づく定期予防接種のうち、ヒブ、小児用肺炎球菌、4種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）、麻しん及び風しん、日本脳炎、ジフテリア及び破傷風（第2期）、子宮頸がん予防接種は、揖斐郡内の委託医療機関で個別接種を実施しています。BCG予防接種は、保健センターで行っています。

図表2-50 予防接種

区 分			平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度	平成 25 年 度	
集 団	ポリオ	3～90か月	対象者数(人)	451	441	436	425	-
			接種者数(人)	407	407	365	142	-
			接種率(%)	90.2%	92.3%	83.7%	33.4%	-
	BCG	3～6か月未満	対象者数(人)	196	215	213	184	155
			接種者数(人)	195	214	214	172	152
			接種率(%)	99.5%	99.5%	100.5%	93.5%	98.1%
	三種混合 ジフテリア 百日咳 破傷風	3～90か月	対象者数(人)	904	905	869	776	292
			接種者数(人)	866	841	821	620	259
			接種率(%)	95.8%	92.9%	94.5%	79.9%	88.7%
	不活化 ポリオ	3～90か月	対象者数(人)	-	-	-	/	446
			接種者数(人)	-	-	-	443	331
			接種率(%)	-	-	-	/	74.2%
個 別	麻しん・ 風しん	1期：12～24か月 未満 2期：小学校就学 前1年間	対象者数(人)	492	480	446	481	469
			接種者数(人)	447	465	429	432	431
			接種率(%)	90.9%	96.9%	96.2%	89.8%	91.9%
	二種混合 ジフテリア 破傷風	小学6年生	対象者数(人)	306	297	278	276	273
			接種者数(人)	264	250	234	238	210
			接種率(%)	86.3%	84.2%	84.2%	86.2%	76.9%
	日本脳炎	36～90か月 小学4年生	対象者数(人)	988	1,016	1,014	987	944
			接種者数(人)	134	702	1,685	1,217	946
			接種率(%)	13.6%	69.1%	166.2%	123.3%	100.2%
	4種混合 ジフテリア 百日咳 破傷風 不活化ポリオ	3～90か月	対象者数(人)	-	-	-	/	804
			接種者数(人)	-	-	-	224	599
			接種率(%)	-	-	-	/	74.5%

(注) BCGと麻しん・風しん以外は1人が複数回接種しますので、延接種者数になっています。

主な改正内容は次のとおり。

- ・ポリオ・・・H24.9～生ワクチンから不活化ワクチンに一斉切り替え
- ・BCG・・・H25年度～対象者が6か月未満から1歳未満に変更
- ・4種混合・・・H24.11～三種混合と不活化ポリオワクチンのどちらも接種していない児に使用
- ・日本脳炎・・・H17.5～積極的勧奨の見合わせ、H22年度～3、4歳児の積極的勧奨再開
H23年度～特例対象者は20歳未満まで接種可能

H25年度からは、ヒブと小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防ワクチンも予防接種法に基づく定期接種に位置づけられましたが、H25.6～子宮頸がん予防ワクチンは厚生労働省で調査中のため、積極的にはお勧めしないことになっています。

11 経済的支援

(1) 児童手当

中学校修了前の児童を養育している人に児童手当が支給されています。支給額は3歳未満の児童は一律月額 15,000 円、3歳～小学校修了前の児童は第1子および第2子が月額 10,000 円、第3子以降が月額 15,000 円、中学生は一律月額 10,000 円です。

図表 2-51 児童手当の支給状況

区 分	対象児童数 (人)				支給総額 (千円)
	0歳～3歳	3歳～ 小学校修了前	中学生	計	
平成 21 年度	574	2,267	-	2,841	218,505
平成 22 年度	591	2,333	821	3,745	520,264
平成 23 年度	582	2,215	780	3,577	547,494
平成 24 年度	576	2,263	819	3,658	481,775
平成 25 年度	567	2,235	784	3,586	469,515

(注) 平成 22 年 4 月～24 年 3 月は子ども手当。公務員は除く

(2) 福祉医療費の助成

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、平成 25 年 6 月から高校卒業まで医療費を助成しています。助成は医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担分です。

図表 2-52 医療費の助成

区 分	受診延べ件数 (件)	助成額 (円)
平成 21 年度	55,862	122,357,543
平成 22 年度	56,045	124,761,193
平成 23 年度	54,726	125,601,130
平成 24 年度	57,460	127,934,713
平成 25 年度	61,839	131,200,423

(3) 保育料の軽減

本町の保育料は、国の徴収基準に対して概ね 56%を軽減しています。なお、所得に応じた徴収基準が定められており、個々に軽減率は若干異なります。

図表 2-53 保育料の軽減 (養基保育園除く)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
徴収金 (円)	233,703,410	222,162,100	223,153,050	220,844,150	219,785,400
保育料 (円)	121,321,800	124,970,100	124,929,300	125,046,300	123,656,500
軽減率 (%)	52	56	56	57	56

第2部 計 画

第3章 基本理念と6つの基本目標

1 基本理念

子どもが健やかに育ち、安心して子育てができるまち

池田町の特徴である豊かな自然と、地域のあたたかいつながりの中で、子どもが心身ともに豊かに育ち、親が子育てに喜びを感じられるまちでありたいと考えます。そのために、家庭、行政、企業、学校、地域が協働して、「子どもが健やかに育ち、安心して子育てができるまち」をめざします。

2 基本目標

池田町では、基本理念を実現するために、6つの「めざす姿」を描き、そのために行政が地域と共にすすめる6つの基本目標を設定しました。

基本目標1 子育てに喜びを感じられる家庭づくりを支援する

〈めざす姿〉必要な子育て支援サービスが利用でき、子どもの成長に喜びを感じている

家族形態や、家庭の経済的状況、あるいは家族の健康状態などに関係なく、どの家庭においても、子育てに喜びを感じられるよう、家庭における子育てを応援していきます。

また、関係機関と地域住民が連携・協力し、虐待やいじめをはじめとする人権侵害や、DV（ドメスティックバイオレンス）の早期発見・防止をすすめていきます。

基本目標2 子どもが元気で、心豊かに、学び、遊び、生きる力を育む

〈めざす姿〉子どもが健やかに育ち、心豊かに成長している

学校教育、さまざまな体験や遊びを通して、基礎的な学力を身につけ、生きる力や思いやりの心を育んでいきます。地域の宝である一人ひとりの子どもが心身ともに豊かに育つまちをめざします。また、そして次代の親としての成長を支援します。

基本目標3 安心安全な出産と、子どもの健やかな成長を支援する

〈めざす姿〉安心して子どもを産み、子どもが健やかに成長している

安心安全な妊娠と出産、乳幼児期の健全な発達など母子保健の充実を図るとともに、発達に

応じた健康づくりを支援していきます。

基本目標 4 地域ぐるみで子育て・子育てを応援する

<めざす姿>地域住民のあたたかい人情の中で、一人ひとりの子どもが大事に守り育てられている

核家族やひとり親家庭が増える中で、家庭における子育ての精神的・肉体的な負担や不安が大きくなっています。子育てで悩んだり困った際に、気軽に相談ができるなど、身近な子育て支援が必要とされています。また、子どもにとっては、地域の多世代とのふれあいや、異年齢集団と遊ぶことで、豊かな心を育むことができます。

子育てと子どもの育ちを見守り、応援できる地域づくりをすすめていきます。

基本目標 5 子どもが豊かな自然の中で安全で健やかに成長できる環境をつくる

<めざす姿>豊かな自然に囲まれ、安全で安心な環境の中で子どもがのびのび成長している

池田町の財産は、その豊かで恵まれた自然です。豊かな自然環境の中で、子どもたちが個性を伸ばし、自然の中で様々な人と触れ合い、学び、健やかに成長することができるよう、環境を整えていきます。また、安全に配慮しながら、安心して子どもも大人も暮らせる住環境を整備していきます。

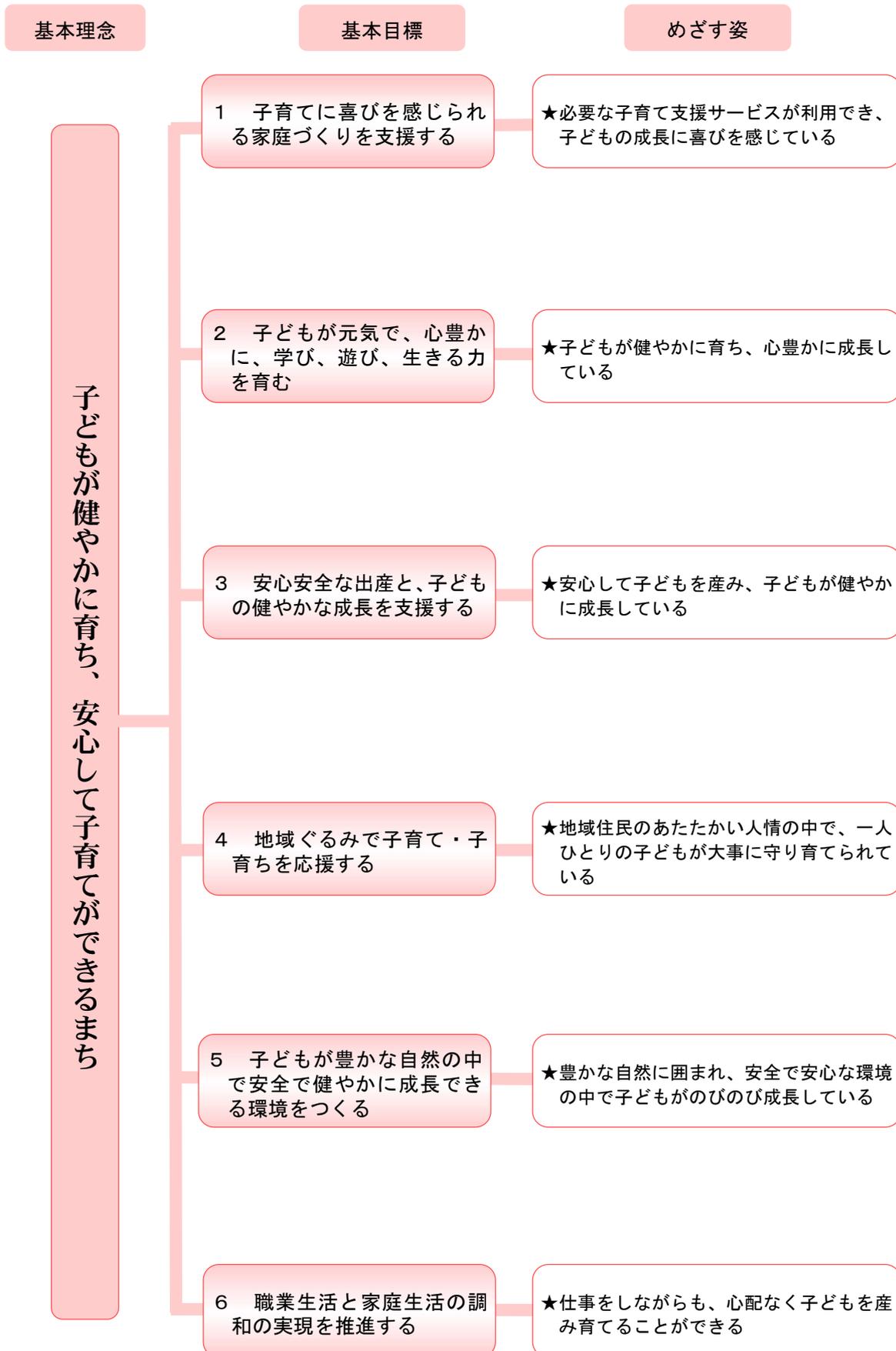
基本目標 6 職業生活と家庭生活の調和の実現を推進する

<めざす姿>仕事をしながらも、心配なく子どもを産み育てることができる

就労形態やライフスタイルが多様化するとともに、女性の就労に対する考え方、男性の育児に対する考え方は変化しています。しかし、共働き家庭でも、子育てや家事の負担を母親が負っている家庭が多数です。

家庭における男女共同参画意識の啓発を推進するとともに、職場においても、「男性は仕事、女性は家庭」という固定観念をなくしていきます。仕事と子育てにおいて、男女の区別なく、職業生活と家庭生活の調和の実現に取り組みます。

3 施策の体系 6つの基本目標と今後の取組の方向性（体系図）



4 基本目標別の事業・取組

基本目標1 子育てに喜びを感じられる家庭づくりを支援する

施策の方向性		事業・取組	備考
1 必要な教育・保育サービスを確保する	(1) 平日昼間の教育・保育サービスの確保	■平日昼間の教育・保育サービスの確保	
		■認定こども園への移行促進	
		■保育施設等の整備	
	(2) 教育・保育内容の充実	■特色ある保育の充実	
		■幼児教育の質の向上と保育士の資質の向上	
		■幼児教育と小学校教育の円滑な連携	
2 地域子ども・子育て支援事業を推進する	(1) 緊急時等の預かり型サービスの充実	■延長保育事業の推進	
		■一時預かり事業の推進	
		■病児・病後児保育事業の推進	
		■ファミリー・サポート・センター事業の推進	
		■放課後児童健全育成事業の充実	
		■子育て短期支援事業の推進	
	(2) 相談等の充実	■地域子育て支援拠点事業の推進	
		■利用者支援事業の推進	
		■乳児家庭全戸訪問事業の推進	
		■養育支援訪問事業の推進	
3 子育て世代の安定的な家庭づくりを応援する	(1) 子育て中の家庭の経済的負担を軽減する	■福祉医療費助成事業	
		■児童手当の支給	
		■ひとり親家庭への経済的支援	
4 特別な支援を必要とする子どもが地域で大切に守り育てられる環境をつくる	(1) 地域において支援が必要な子どもの育ちを応援する	■ひとり親家庭の自立支援の推進	
		■障がいの早期発見、療育の推進	
		■児童発達支援（ことばの教室）の充実	
		■放課後等デイサービスの推進	
		■「障がい児保育」の充実	
		■保育所等訪問支援の推進	
		■相談体制の充実	
		■地域療育システム支援事業の確立	
	(2) 児童虐待防止の取組を推進する	■児童虐待防止の啓発	
		■関係機関の連携	
		■児童虐待の早期発見・早期対応	
		■乳児家庭全戸訪問事業の推進（再掲）	

基本目標2 子どもが元気で、心豊かに、学び、遊び、生きる力を育む

施策の方向性		事業・取組	備考
1 子どもの学ぶ喜びを育み、生きる力を養う教育を充実させる	(1) 乳幼児期の情操教育を推進する	■異年齢交流の推進	
		■地域活動事業の推進	
		■絵本であい教室（ブックスタート）の充実	
	(2) 生きる力を育む学校教育の充実を図る	■特色ある学校づくりの推進	
		■学力の確実な定着を図る学習活動の充実	
		■体験活動・校外学習の充実	
		■インクルーシブ教育の推進	
		■合理的配慮の提供	
		■情報教育の推進	
		■健やかな体の育成（体力つくりの実践、部活動の充実と参加促進）	
	(3) やさしさや思いやりのある心の教育に取り組む	■道徳教育の充実	
		■情操教育の充実	
		■福祉教育の充実	
		■いじめや不登校などへの対応	
		■相談機関の充実	
	(4) 子どもが異文化に触れる機会を確保する	■国際理解教育の推進	
		■外国語活動の充実	
(5) 子どもが自発的にやりたいことができる環境を整備する	■芸術鑑賞機会の提供		
	■図書館の児童読書推進		
	■文化活動の推進		
	■子どもの自主活動への支援		
2 子どもが夢を育める遊びや活動の機会をつくる	(1) 夢を育める機会や場の整備に努める	■科学・自然体験教室の充実	
		■こども・親子が参加できる講座・教室・イベント等の充実	
		■乳幼児期の遊びの重要性の啓発活動	
	(2) 一人ひとりの個性に合ったスポーツに打ち込める体制づくりに努める	■総合型スポーツクラブの充実	
		■スポーツ少年団活動の活性化	
		■スポーツ教室の充実	
		■スポーツ指導者の育成・発掘	
3 次代の親として成長することを支援する	(1) 若い世代の子育て意識を醸成する	■子育て意識の啓発	
		■学校教育における性教育の充実	
		■児童・生徒と乳幼児のふれあい事業の促進	
	(2) 若者の自立支援を推進する	■若者の自立意識の高揚	
		■若者の就労支援	
		■出会いの場づくり事業	

基本目標3 安心安全な出産と、子どもの健やかな成長を支援する

施策の方向性		事業・取組	備考
1 安心安全な出産と乳幼児期の子どもの豊かな育ちを保障する	(1) 妊娠から出産までの母子への支援体制を強化する	■女性の健康診査の推進	
		■妊婦健康診査の推進と受診率の向上	
		■妊婦相談や両親学校の充実	
		■プレママ保育園の推進	
	(2) 乳幼児期の子どもの発達を支援する	■不妊相談への支援、治療費の助成	
		■乳幼児健康診査の充実	
■乳幼児健康診査のPRと未受診児への支援			
■乳幼児相談や教室の充実			
		■保育園等における乳幼児の発達に沿った援助	
2 心身の健康づくりを促進する	(1) 子どもの年齢に応じた健康促進を図る	■飲酒・喫煙・薬物乱用防止への教育の推進	
		■学校における心の健康づくりに関する情報提供	
		■正しい生活習慣の確立	
	(2) 病気に対する予防体制を充実する	■予防接種の知識の普及	
		■予防接種体制の充実および未接種者への勧奨	
	(3) 食育を推進する	■妊娠前からの食に関する学習の機会や情報提供の推進	
		■給食を通じた食育の推進	
		■食の普及・啓発活動の推進	
		■栽培・収穫から調理までの体験学習の実施	
3 身近で安心できる医療体制を整える	(1) 地域医療連携を推進する	■小児医療の充実、小児救急医療体制の推進	
		■小児救急電話相談 #8000 のPR	

基本目標4 地域ぐるみで子育て・子育てを応援する

施策の方向性		事業・取組	備考
1 身近な地域での交流関係を推進する	(1) 多様な主体者による自発的な活動を支援する	■子育てサークル、子育て支援団体の育成支援	
		■活動の場の提供	
	(2) 地域の子育て支援拠点を充実する	■児童館の充実	
		■児童館、地域子育て支援センターにおける交流活動の推進	
		■保育園の地域活動の促進	
		■図書館の幼児読書の啓発	
(3) 個人や団体間の連帯づくりを推進する	■地域における子どもの預かりなど相互援助活動の推進		
	■子育て支援ネットワークづくり、各種団体との交流促進		
2 青少年を育む地域づくりを推進する	(1) 家庭教育を支援する	■子育て講座等親育ちへの学習機会の提供	
		■家庭教育学級の充実	
	(2) 地域の教育力の向上を支援する	■地域で学校を支える体制づくり	
		■青少年育成活動の推進	
		■放課後子ども教室・親子ふれあい土曜教室の充実	
		■ふるさと教育の推進	
3 子どもの健やかな成長を支える地域づくりを推進する	(1) 子どもたちが家族ぐるみで楽しく参加できる場や機会を提供する	■地域の子育て環境づくりの推進	
		■青少年団体活動、地域ボランティア活動の活性化	
		■農業体験の実施	
		■ボランティア体験や学習の機会の充実	
	(2) 子どもと家族に対する支援のための連携体制を整備する	■NPO、子育て支援団体、ボランティア等のネットワークづくり	
		■子育て人材バンクの整備	
		■地域の支え合い組織の整備	
		■民生児童委員、主任児童委員活動の活性化	

基本目標5 子どもが豊かな自然の中で安全で健やかに成長できる環境をつくる

施策の方向性		事業・取組	備考
1 子どもが自然とふれ合える環境づくりをする	(1) 子どもと自然のふれあいの場や機会をつくる	■自然に配慮した河川等の整備	
		■NPOや団体の環境活動の支援	
	(2) 子どもが夢を育める遊び場や活動の場を整備する	■林業体験活動の推進	
		■環境保全活動等の推進	
2 強固な防災体制の構築を図る	(1) 災害に強い町にするためのインフラ整備の充実を図る	■公園・児童遊園地等の整備	
		■公共施設を活用した屋内、屋外の遊び場の整備	
	(2) 個人・家庭の防災意識を高める	■公共施設における耐震補強の推進	
		■個人住宅における耐震補強の推進	
3 地域ぐるみで子どもの安全対策を推進する	(1) 地域の防犯・交通安全意識の高揚を図る	■避難行動要支援者の避難支援対策の推進	
		■防災教育の推進	
		■交通安全教育の推進	
		■学校等における防犯対策の推進	
	(2) 地域ぐるみ安全対策の企画調整をすすめる	■子どもへの暴力防止プログラムの普及	
		■地域、学校、家庭における情報モラル教育の推進	
		■地域ぐるみの浄化の推進	
	(3) 防犯グループの活動を支援する	■通学路等の危険箇所の点検・修繕・改善	
		■子ども110番の家の推進	
		■防犯灯などの整備	
		■地域の防犯ボランティアの育成、支援	
		■少年非行の早期発見、防止活動の推進	

基本目標6 職業生活と家庭生活の調和の実現を推進する（仕事と生活の調和）

施策の方向性		事業・取組	備考
1 働きながらも、子どもを産み育てられる環境をつくる	(1) 男女の仕事と生活の調和	■ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	
		■父親の子育ての促進	
	(2) 多様な働き方に対応する子育て支援サービスを充実する	■託児付き講座等の促進と託児サービスの提供支援	
		■多様な保育サービスの充実	
		■放課後児童健全育成事業等の充実	
	(3) 職場における母性保護と健康の確保の推進に努める	■ファミリー・サポート・センター事業の実施（再掲）	
■母性健康管理指導事項連絡カードのPR			
2 子育て世代の就労を応援する	(1) 子育て中の家庭の就労を応援する	■保健指導の充実	
		■各種助成制度のPR	
		■看護・育児・介護休暇制度等のPR	
		■一般事業主行動計画に関する広報、啓発促進	

5 重点施策

本計画期間においては、次の6項目について重点的に取り組むこととします。

(1) 認定こども園への移行促進

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設であり、保護者の就労状況や家庭の状況、あるいはその変化など個々のニーズに柔軟に対応することができます。現在、本町には幼稚園1園、保育園8園が整備されています。このうち、保育園については、平成31年度に全園が認定こども園に移行することを検討します。移行に向けて、保護者への十分な情報提供に努めます。

なお、認定こども園への移行については、今後の動向および状況により、前倒しになる可能性があります。

(2) 保育施設の整備（増改築等）

町内の保育施設については、老朽化がすすんでいることから、順次増改築を推進します。増改築にあたり、3歳未満児の受け入れの充実、地域の子育て支援の機能強化等を図ります。まずは、平成30年度に町立の片山保育園の建て替えを予定しています。

(3) 子育て支援センターの拡充

子育て支援センターの利用状況から、身近な場所で乳幼児のいる子育て中の親子が集う場、相談・情報提供の場が求められていることがうかがえます。このため、利用者の増加や多様なニーズに対応するため、現在のセンターに加え、保育園や児童館に子育て支援センター機能を付加することなどにより拡充を図ります。併せて、子育て支援の情報提供、相談、関係機関との連絡調整等を行う利用者支援事業についてもセンターでの実施を検討します。

(4) 放課後児童クラブの拡充

授業の終了後等に家庭に替わる適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブの充実を図り、仕事と子育ての両立支援と児童の健全な育成を図ります。段階的に受け入れ学年を6年生まで引き上げます。また、温知児童クラブは利用者が定員を上回る状況にあり、今後、施設の増改築をすすめていきます。

利用者の増加に対応できるよう、さらには、内容の充実、放課後子ども教室との一体的な実施を含め、民間事業者の参入を視野に入れて放課後児童クラブの拡充を推進します。

(5) タイムケア事業の拡充

池田町社会福祉協議会で平成23年度から実施しているタイムケア事業は、障がい児の放課後児童クラブとして、障害者総合支援法の地域生活支援事業と位置づけて実施しています。現在は、揖斐特別支援学校就学児童のみを対象に、障がい者支援ボランティア団体である「さといもの会」の支援を受けて、6人定員でほぼ毎日稼働しています。今後は、児童福祉法に基づく「放課後等デイサービス」として県の認可を受け、対象児童の拡大及び事業の拡充を図ります。

(6) 住民参加型サービスの促進

本町においては、住民参加型のサービスとしてファミリー・サポート・センター事業（コミュニティママ子育てサポート事業）を行っています。また、子育て支援センターにおいて、子育て支援のボランティアや、自主サークルの育成をすすめています。

公的なサービスに加え、地域住民やボランティアによるインフォーマルサービスがあれば、よりきめ細かで小回りのきく支援ができます。また、これらの活動はサービスという面だけでなく新しい地域のつながりを築く役割を果たすと考えられることから、これらの活動を支援していきます。

6 子ども数の推計

各年度の推計子ども数（0～17歳）は、平成22年から平成26年の4月1日の住民基本台帳人口、平成21年度から平成24年度の母親の年齢別出生数を基に推計しています。

1年間の出生数は180～190人台で推移し、子ども数全体では緩やかな減少傾向となり、平成31年度には4,306人になると推計されます。

図表3-1 目標年度の子どもの数（0～17歳）の推計

単位：人

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～17歳	4,584	4,536	4,464	4,406	4,356	4,306
0～2歳	614	594	586	611	603	597
0歳	169	196	192	191	188	186
1歳	212	180	209	205	204	201
2歳	233	218	185	215	211	210
3～5歳	688	701	702	677	657	648
3歳	219	245	229	194	226	222
4歳	231	222	248	232	196	228
5歳	238	234	225	251	235	198
6～8歳	750	748	745	715	728	729
6歳	260	243	239	230	256	240
7歳	244	262	245	241	232	258
8歳	246	243	261	244	240	231
9～11歳	814	788	752	754	752	749
9歳	260	247	244	262	245	241
10歳	281	261	248	245	263	246
11歳	273	280	260	247	244	262
12～14歳	834	827	830	818	792	756
12歳	273	274	281	261	248	245
13歳	279	274	275	282	262	249
14歳	282	279	274	275	282	262
15～17歳	884	878	849	831	824	827
15歳	292	282	279	274	275	282
16歳	307	291	281	278	273	274
17歳	285	305	289	279	276	271

(注) 平成26年は4月1日現在

第4章 実施計画

基本目標 1 子育てに喜びを感じられる家庭づくりを支援する

1 必要な教育・保育サービスを確保する

子ども・子育て支援事業計画においては、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を定めることとされています。

本町においては、本計画期間については原則として町全体を1区域とします。

(1) 平日昼間の教育・保育サービスの確保

■平日昼間の教育・保育サービスの確保

教育・保育の量は、各年度における支給認定の区分別に次のように見込みました。ニーズ調査結果を基に、国のワークシートを用いて推計し、現状の利用状況を勘案して調整を行っています。ただし、家族類型や保護者の就労状況からは保育の必要性が高いと判断された場合についても、幼稚園の利用を希望している場合があり、「2号(幼稚園)」としました。また、3号のニーズについては、これまでの利用率を勘案して見込みました。

図表4-1 幼児期の教育・保育の必要量の見込み

単位：人、(%)

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
1 号	103	104	103	102	101
2号(幼稚園)	40	40	39	38	37
2 号	575	575	555	538	531
3 号 (利用率)	224 (37.7)	231 (39.4)	252 (41.2)	259 (43.0)	268 (44.9)
0 歳	53	54	55	56	58
1・2 歳	171	177	197	203	210
合 計	942	950	949	937	937

1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども

2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

3号の利用率=3号認定子ども数÷3歳未満の子ども数×100

サービスの供給量については、原則として現在の定員数を供給量とし、町内のすべての保育園が平成31年度に認定こども園へ移行するものとしました(図表4-2)。

なお、認定こども園への移行については、今後の動向および状況により、前倒しになる可能性があります。

必要量の見込み（必要利用定員数）と供給量を一覧表にしたものが図表4-3です。2号認定のうち幼稚園の利用希望が高い人については1号認定として必要量を見込んでいます。2号認定と3号認定については、3号認定を満たした上で、余裕分を2号認定の供給量として示しています。定員数から受け入れは可能です。課題となるのは、3号認定のうち0歳児の受け入れ体制の整備であり、保育士、保育室の確保を図っていきます。

図表4-2 サービス供給量の見込み

単位：人

区 分		定員	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育園	宮地保育園	60	60	60	60	60	認定こども園へ移行
	温知保育園	180	180	180	180	180	
	西保育園	130	130	130	130	130	
	片山保育園	100	100	100	100	100	
	養基保育園	120	120	120	120	120	
	池田保育園	110	110	110	110	110	
	八幡保育園	60	60	60	60	60	
市橋保育園	90	90	90	90	90	90	
保育園 計			850	850	850	850	0
認定こども園 計			0	0	0	0	850
幼稚園	コスモ幼稚園	350	150	150	150	150	150
幼稚園 計			150	150	150	150	150
合 計			1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

図表4-3 サービス量の見込み・確保のイメージ

単位：人

区 分	①量の見込み（必要利用定員数）	②確保の内容（供給量、定員数で表記）				②-①
		計	幼稚園	認定こども園	保育園	
平成27年	1号	143	150	150		7
	2号	575	626		626	51
	3号(0歳)	53	53		53	0
	3号(1・2歳)	171	171		171	0
平成28年	1号	144	150	150		6
	2号	575	619		619	44
	3号(0歳)	54	54		54	0
	3号(1・2歳)	177	177		177	0
平成29年	1号	142	150	150		8
	2号	555	598		598	43
	3号(0歳)	55	55		55	0
	3号(1・2歳)	197	197		197	0
平成30年	1号	140	150	150		10
	2号	538	591		591	53
	3号(0歳)	56	56		56	0
	3号(1・2歳)	203	203		203	0
平成31年	1号	138	180	150	30	42
	2号	531	552		552	21
	3号(0歳)	58	58		58	0
	3号(1・2歳)	210	210		210	0

■認定こども園への移行促進

保護者の個々のニーズに柔軟に対応できるよう、町内保育園の認定こども園への移行を促進します。

■保育園施設等の整備

幼児教育・保育施設については、教育・保育環境向上のため、施設設備を計画的に実施していきます。具体的には、平成30年度に片山保育園の建て替えを予定しています。

(2) 教育・保育内容の充実

■特色ある保育の充実

のびのびと過ごせる環境、個性を伸ばす保育、園外保育・体験的学習・交流など人や自然に接する保育などへのニーズが高まっています。各園が地域にあった特徴ある保育に取り組んでいきます。

■幼児教育の質の向上と保育士の資質の向上

幼児教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培ううえで大変重要です。保育園、幼稚園等を通じた幼児教育全体の質の向上に取り組めます。

保育士等の研修を充実し、専門性向上と質の高い人材の確保を行います。

■幼児教育と小学校教育の円滑な連携

小学校での学級崩壊、小一プロブレムなど、家庭はもちろん、保育園・幼稚園等との連携を図りながら解決していくべき課題は少なくありません。このため、保育園・幼稚園等、小学校が、課題、一貫した方針、発達段階に応じた必要な指導などを共有し、各教育課程の編成への活用、問題への対応ができるよう連携を強化していきます。

2 地域子ども・子育て支援事業を推進する

教育・保育サービスに加え、次の地域子ども・子育て支援事業を実施し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができるよう、子育て家庭を支援します。なお、量の見込みについては、子ども数の推計、ニーズ調査結果を基に、国のワークシートを用いて推計し、現状の利用状況等を勘案して調整を行っています。

(1) 緊急時等の預かり型サービスの充実

■延長保育事業の推進

延長保育については、4園で実施します。量の見込みは図表4-4のとおりです。供給量

は確保できると考えます。

また、各園で長時間保育を実施します。

図表 4-4 延長保育事業の量の見込みと確保方策

区 分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		人	48	48	48	48	47
確保 方策	②供給量	人	48	48	48	48	48
	実施か所	か所	4	4	4	4	4
②-①		人	0	0	0	0	1

■一時預かり事業の推進

ア 幼稚園の一時預かり事業（預かり保育）

幼稚園の一時預かり事業については、町内幼稚園で実施されています。また、平成28年度以降、保育園が認定こども園に移行することにより、供給量は確保できます。

図表 4-5 幼稚園の預かり保育の見込みと確保方策（年間）

区 分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	9,043	9,055	8,733	8,475	8,359
②確保方策（供給量）	人日	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
②-①	人日	957	945	1,267	1,525	1,641

イ 未就園児の一時預かり事業

保育園に入園前の子どもの保護者が疾病や仕事、育児に伴う心理的負担など一時的に家庭での保育が困難となった場合に、保育園等で一時的に預かります。現在、3園で実施しており、供給量は確保できます。これに加え、ファミリー・サポート・センター事業での預かりも可能です。

図表 4-6 未就園児の一時預かり事業の見込みと確保方策（年間）

区 分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	2,401	2,316	2,319	2,230	2,154
②確保方策（供給量）	人日	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
②-①	人日	479	564	561	650	726

■病児・病後児保育事業の推進

病気やけがの回復期にある子どもが、集団や家庭で保育できない時に、預かる病児・病後

児保育について、病児・病後児保育室「ひまわり」（定員3人）で実施します。

量の見込みについては、利用実績を参考としました。供給量は、確保できると考えます。

図表4-7 病児保育事業、子育て援助活動支援事業の見込みと確保方策（年間）

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		人日	229	255	278	298	321
確保方策	②供給量	人日	720	720	720	720	720
	実施か所	か所	1	1	1	1	1
②-①		人日	491	465	442	422	399

■ファミリー・サポート・センター事業の推進

子どもの預かりなどの援助を受けたい人（依頼会員）と、援助を行いたい人（提供会員）が地域で相互に助け合うファミリー・サポート・センター事業（コミュニティママ子育てサポート事業）については、事業のPRに努め利用を促進します。

病児・病後児の預かりや、急な仕事などで子どもの預かりが必要な緊急時もサポートすることができるように、広域のファミリー・サポート・センター、NPO法人等とのネットワークをつくり協力を得て、提供会員の研修や医療機関との連携など体制整備をすすめます。

図表4-8 ファミリー・サポート・センター事業の見込みと確保方策（年間）

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		人日	350	350	350	400	400
確保方策	②供給量	人日	350	350	350	400	400
	実施か所	か所	1	1	1	1	1
②-①		人日	0	0	0	0	0

■放課後児童健全育成事業の充実

小学校区ごとに放課後児童クラブを開設し、授業の終了後等に家庭に替わる適切な遊びや生活の場を提供して、仕事と子育ての両立支援と児童の健全な育成を図ります。

受け入れ学年の引き上げを段階的に行い、平成26年度は5年生までとなっており、平成27年度から6年生までを対象とします。合計では供給量が見込みを上回りますが、クラブ別にみると、温知児童クラブは利用者が定員を上回る状況にあり、今後、施設の増改築をすすめていきます。

また、学校との連携を強め、地域のボランティアや保護者が協力し子育ての責任を果たせるように、運営や活動に協力する機会を設けて事業を推進します。

図表 4-9 放課後児童健全育成事業の見込みと確保方策

区 分		単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	低学年	人	127	130	129	135	139
	高学年	人	50	48	48	48	48
	合 計	人	177	178	177	183	187
② 確保方策（供給量）		人	210	240	240	240	240
実施か所		か所	5	5	5	5	5
②-①		人	33	62	63	57	53

■子育て短期支援事業（ショートステイ）の推進

保護者の疾病、仕事その他環境上の理由により、家庭での子どもの養育が一時的に困難になった場合に、委託施設への一時的な宿泊により預かります。

サービス量は、アンケート結果と国のワークシートを基に見込みました。利用実績は平成 23 年度に 3 人日あるだけです。「樹心寮」と「乳幼児ホームまりあ」に委託して実施し、必要に応じた対応ができると考えます。

図表 4-10 子育て短期支援事業（ショートステイ）の見込みと確保方策（年間）

区 分		単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み		人日	11	11	11	11	10
確 保 方 策	② 供給量	人日	11	11	11	11	10
	実施か所	か所	1	1	1	1	1
②-①		人日	0	0	0	0	0

(2) 相談等の充実

■地域子育て支援拠点事業の推進

未就学児の子どもとその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で子育てに関する情報交換や交流、仲間づくりができる場所を提供する地域子育て支援拠点事業については、地域子育て支援センターにおいて実施していきます。現在のスペースでは 25 人程度の受け入れが限界であり、さらに整備・拡充を目指します。

図表 4-11 地域子育て支援拠点事業の見込みと確保方策（年間）

区 分		単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み		人回	8,124	7,776	8,112	7,872	7,620
確保 方策	② 供給量	人回	6,000	6,000	6,000	8,400	8,400
	実施か所	か所	1	1	1	2	2
②-①		人回	▲2,124	▲1,776	▲2,112	528	780

■利用者支援事業の推進

役場または子育て支援センターにおいて、保育園や地域の子育て支援の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整を行います。

図表 4-12 利用者支援事業の見込みと確保方策

区 分	単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
確保方策	か所	0	1	1	1	1

■乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）の推進

母子保健推進員または保健センター保健師が、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握および助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。

図表 4-13 乳児家庭全戸訪問事業の見込みと確保方策（年間）

区 分	単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人	196	192	191	188	186
確保方策	実施機関：保健センター 母子保健推進員または保健センター保健師 25 人					

■養育支援訪問事業の推進

乳児家庭全戸訪問事業やその他により把握した養育者を支援することが特に必要と認められる乳児やその保護者に対して自宅を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行います。

図表 4-14 養育支援訪問事業の見込みと確保方策(年間)

区 分	単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人	50	50	50	50	50
確保方策	実施機関：保健センター 実施体制：訪問支援員、保健師または保育士					

3 子育て世代の安定的な家庭づくりを応援する

(1) 子育て中の家庭の経済的負担を軽減する

■福祉医療費助成事業

子育て家庭の医療費の経済的負担を軽減し、子どもの健康の保持および増進を図るために高校修了までの医療費の自己負担額を助成します。

■児童手当の支給

次世代の社会を担う子ども一人ひとりの成長を社会全体で応援するために、中学校修了までの児童生徒を対象に、国の制度に従い円滑に実施します。

■ひとり親家庭への経済的支援

ひとり親家庭の保育料の軽減や小・中学校・幼稚園の就学、就園が経済的な理由で困難な保護者に対して援助を行います。この他にも児童扶養手当の支給、医療費の助成などを行います。

4 特別な支援を必要とする子どもが地域で大切に守り育てられる環境をつくる

(1) 地域において支援が必要な子どもの育ちを応援する

■ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭が増加している中で、子どもの健全な育成を図るために、生活や仕事、子どものことや日常の悩み、利用できる福祉サービス、特に自立・就業の支援を大切にして相談や情報提供に努めます。

■障がいの早期発見、療育の推進

障がいの早期発見、早期療育につなげるため、乳幼児健康検査や乳幼児相談等を実施し、経過観察の必要な子どもに対しては、乳幼児相談や訪問指導、子育て支援センターの発達支援教室（うさちゃんひろば）などを通して継続的な支援を行います。また、療育が必要な場合にはことばの教室（児童発達支援）、さらに専門医療機関の紹介など、障がいの程度や発達段階に応じて適切な療育が受けられるよう、保健センター、保育園・幼稚園、子ども相談

センターなどとの連携を図り、支援していきます。

■児童発達支援（ことばの教室）の充実

児童発達支援施設「池田町ことばの教室」では、いろいろな遊びを通して豊かな感情や自発性を養い、運動機能や生活全体を高めていく中で、ことばの発達を促し、集団適応を助けることをねらいとしています。また、就園先との連携を図り、指導の専門性を高めるなど子どもによりよい支援ができるよう充実を図ります。就学後も、関係機関との連携を図り継続した支援を行うことができるように努めます。

■放課後等デイサービスの推進

小学生から高校生までの特別な支援を必要とする子どもを対象として、放課後や夏休み等の長期休暇中に、施設等において生活能力向上のための訓練等を提供したり、放課後等の居場所づくりを行います。現在のタイムケア事業の機能強化を図り、放課後等デイサービスとして実施します。

■「障がい児保育」の充実

障がいのある子どもに考慮した保育士の配置、職員の研修による専門性の向上など、「障がい児保育」の充実を図ります。

障がいのある子どももいない子どもも、ともに保育を行い、障がいのある子どもの発達を促し、同時に、障がいのない子どもへのノーマライゼーション理念の浸透を図ります。

また、学校との連携を図り、個々に応じたより良い支援教育につなげます。

■保育所等訪問支援の推進

ことばの教室等で特別な支援を必要とする子どもの指導経験のある保育士等が、保育園などを訪問し、特別な支援を必要とする子どもが集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

■相談体制の充実

保護者が子どもの障がいを受け入れ、発達に応じた訓練や治療につなげるためには、十分な説明と継続的な支援が必要です。各種の研修の活用、関係機関・施設との情報交換などで、担当職員の相談・指導力の向上に努めます。

子ども相談センター、発達障害支援センター、池田町ことばの教室など、各種相談機関との連携を強化し、適切な相談・助言を行っていきます。

■地域療育システム支援事業の確立

住み慣れた地域で必要な療育が継続して受けられるよう、医療機関、保健センター、ことばの教室、保育園、学校、健康福祉課等との連携を深め、地域資源を活かした療育支援体制

を整備します。

(2) 児童虐待防止の取組を推進する

■児童虐待防止の啓発

関係者や地域住民に対して、児童虐待の早期発見と適切な対応が図られるように研修会や講演会を開催します。

虐待や暴力から子ども自身が身を守るための暴力防止プログラムの研修会を開催します。

■関係機関の連携

福祉、医療、保健、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有し、子ども虐待の予防、早期発見・早期対応を行う子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図ります。

地域全体で子どもを守る支援体制を構築するため、NPO法人やボランティア等民間団体の参加を得て取り組みます。

■児童虐待の早期発見・早期対応

児童福祉担当課は母子保健活動や医療機関との連携を図り、主任児童委員・民生児童委員等の協力を得て情報提供・共有を行い、早期発見・早期対応に努めます。

■乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）の推進（再掲）

母子保健推進員または保健センター保健師が、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握および助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。

基本目標2 子どもが元気で、心豊かに、学び、遊び、生きる力を育む

1 子どもの学ぶ喜びを育み、生きる力を養う教育を充実させる

(1) 乳幼児期の情操教育を推進する

■異年齢交流の推進

保育園や地域子育て支援センターなどにおいて、異年齢交流の機会を充実し、乳幼児期の情操教育を推進します。

■地域活動事業の推進

地域の高齢者とのふれあい活動や地域の福祉施設の訪問を通し、さまざまな人とかかわりあいながら、共に育ち合う保育を推進します。

■絵本であい教室（ブックスタート）の充実

図書館が乳児健康診査の機会等を利用し、絵本の楽しさ、読み聞かせによる乳児の発達や良好な親子関係づくりの大切さなどを伝えていきます。また、保健センターには図書館が選定した「絵本であい文庫」や妊婦や子育てに関する本などもそろえた「こども文庫」を設置します。

(2) 生きる力を育む学校教育の充実を図る

■特色ある学校づくりの推進

地域や各校の特色を生かした学校づくりを推進します。

■学力の確実な定着を図る学習活動の充実

学力の低下が危惧されることから、研究指定校による先進的な授業の改善に取り組むとともに、各校において少人数指導等の指導法の工夫改善により魅力ある授業づくりを推進し、学習意欲を高めていきます。また、子どものうちから読書の素晴らしさを伝え、読みとる力や考える力、考えをまとめる力を培っていきます。

■体験活動・校外学習の充実

総合的な学習の時間などにおいて、自然体験、職場体験、保育体験、福祉体験など、地域の人々や自然とかかわる体験活動・校外学習の充実を図り、実体験を通して生きる力や人間性を育んでいきます。

■インクルーシブ教育の推進

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに応えるインクルーシブ教育を推進するため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、

連続性のある「多様な学びの場」の充実を図ります。

■合理的配慮の提供

児童生徒一人ひとりの特別な支援を必要とする状態や教育的ニーズ等に応じて、教材、意思疎通支援、施設のバリアフリー化など合理的配慮の提供を図ります。

■情報教育の推進

情報教育を推進するため、小学校校内LANなど基盤の整備を行うとともに、IT機器を活用して、指導法の工夫改善をすすめます。また、ハード面の整備と合わせて、氾濫している情報を適切に利用できるようNPOや地域住民と協力しながらサポート体制を構築していきます。

■健やかな体の育成（体力づくりの実践、部活動の充実と参加促進）

地域から指導者を招くなどして、部活動の充実を図ります、特にスポーツについては、子どもの基礎体力の低下が危惧されることから、参加を促進します。

(3) やさしさや思いやりのある心の教育に取り組む

■道徳教育の充実

自己を見つめる力と他を思いやる心を育てる道徳教育の充実を図ります。また、豊かな人間関係を築く力を育み、子ども同士の幅広い仲間づくりを促進する指導を実施していきます。

地域で活動している人を講師とした授業を採り入れ、実践的な地域活動と結びつけた道徳教育の充実を図ります。

■情操教育の充実

伝統芸能の観賞教室やオーケストラによる音楽観賞教室などの開催を通して、情操教育を推進します。

■福祉教育の充実

福祉教育は子どもの意識を大きく変えることから、引き続き総合的な学習の時間などにおいて、保育体験、社会福祉施設等での障がいのある児童や高齢者との交流などを実施するとともに、地域で福祉活動を行っている人を講師として招き、福祉の心を育てていきます。

■いじめや不登校などへの対応

不登校などの学校不適応については、スクールカウンセラー等による相談体制の充実に努めます。スクールカウンセラーによる担任教員へのアドバイスなど、学校全体で問題解決に向けて支援する体制を築きます。

深刻ないじめの問題に対し、道徳教育の改善・充実が図られることを踏まえ、道徳・人権

教育を推進するとともに、携帯電話やスマートフォン、インターネットの利用に関する情報モラル教育の一層の推進を図ります。

また、いじめ等による自殺を未然に防止するため、日頃の児童生徒の観察、定期的なアンケートの実施などにより、児童生徒の様子 of 把握に努めます。

■相談機関の充実

臨床心理士などの専門家を招いて行う教育相談、ほほえみ相談を増やすなどの充実を図り、増加・多様化する心の問題に関する相談に対応していきます。

■学校、家庭、地域の連携

子どもの心の教育は、学校だけでなく、家庭、地域がそれぞれに役割を果たし、また連携して取り組む課題であるという共通認識をもって推進していきます。家庭の教育力を高める講座等を開催するとともに、人や自然とふれあう中で心を育む体験活動、校外学習などを地域、学校が連携して実施していきます。

(4) 子どもが異文化に触れる機会を確保する

■国際理解教育の推進

生きた外国語を学び、国際理解を深めるため、小学校におけるALT(外国語指導助手)とVET(ボランティア先生)による英語教育やサマースクールなどの充実を図ります。

■外国語活動の充実

小学校では外国語(英語)を1年生から6年生まで年間を通じて学習します。

保育園等で外国語に親しむ活動を取り入れます。

(5) 子どもが自発的にやりたいことができる環境を整備する

■芸術鑑賞機会の提供

生涯学習の一環として、子ども、親子向けコンサート、ミュージカル、演劇などの鑑賞機会の充実に努めます。

町や地域の行事に参加し、発表の機会をつくり、参加を促します。

■図書館の児童読書推進

生涯にわたる読書習慣につなげるために、公立保育園児が図書館で定期的な読書活動ができるよう、園児送迎バスの運行を行い、本の貸出しや職員による絵本のよみかかせなど児童読書の推進を図ります。

■文化活動の推進

子どものときから芸術文化にふれたり、活動したりする子どもの文化活動を推進します。小中学校で短歌づくりに取り組み、芸術の連鎖祭りに出品し、他の芸術作品や作家との出会いを体験します。

■子どもの自主活動への支援

子どもたちに興味関心を持たせ、自らが考え、主体的に活動できる場の提供を行います。

2 子どもが夢を育める遊びや活動の機会をつくる

(1) 夢を育める機会や場の整備に努める

■科学・自然体験教室の充実

子どもが体験しながら学べる科学・自然体験教室の整備・充実を図ります。

■こども・親子が参加できる講座・教室・イベント等の充実

児童館などで子どもや親子で気軽に参加できるイベントや講座・教室など遊びの場の充実に努めます。

生涯学習の一環として、子どもや親子を対象とした各種教室・講座を、身近な公民館等の地域施設において実施します。

■乳幼児期の遊びの重要性の啓発活動

子どもが遊び込める環境をつくり、子ども自身で玩具や遊びに使う道具を作り、テレビゲームなどにはない遊びのおもしろさを味わわせていきます。

(2) 一人ひとりの個性に合ったスポーツに打ち込める体制づくりに努める

■総合型スポーツクラブの充実

子どもから高齢者まで、生涯にわたってスポーツに親しむため、総合型地域スポーツクラブの充実に努めます。

■スポーツ少年団活動の活性化

指導者の発掘・養成に努め、誰もが参加できる組織づくりをめざします。

■スポーツ教室の充実

ちびっこ元気教室や総合型地域スポーツクラブによる子どもや親子が参加するスポーツ教室の充実に努め、スポーツを通して心豊かな子どもの育ちを支援します。

■スポーツ指導者の育成・発掘

地域スポーツの推進を図るため、指導者研修の充実を図ります。また、地域に潜在している指導者の発掘に努めるとともに、企業の人材協力を働きかけていきます。

3 次代の親として成長することを支援する

(1) 若い世代の子育て意識を醸成する

■子育て意識の啓発

男女が協力して家庭を築くことや、子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について各分野が連携し、効果的な取り組みを推進します。

■学校教育における性教育の充実

保健体育などの授業において、性教育を推進します。

系統的な指導ができるよう計画的に実施するとともに、指導力の向上に努めます。

■児童・生徒と乳幼児のふれあい事業の促進

中学生や高校生が、授業の一環として、保育園や幼稚園において保育体験を行います。

児童館や支援センターにおいて乳幼児や保護者と交流し、命の尊さや子育ての楽しさを感じることによって、健全な母性・父性を育てていきます。

児童館行事を通して小、中、高校生がボランティア活動を行い、乳幼児や異世代とふれあう機会をつくります。

(2) 若者の自立支援を推進する

■若者の自立意識の高揚

フリーター、パラサイトシングル、あるいはニートといった言葉で表されるように、学校卒業後も自立しない若者が増加しています。結婚する・しない、子どもをもつ・もたないことなどは個人の自由な選択によることは言うまでもありませんが、自立の意識が薄れてきていることが、家庭をもたない、もてない原因の一つとも考えられます。このことから、学校と企業等が協力した職場体験やインターンシップを促進します。

■若者の就労支援

関係機関と協力して、若者の就労に関する情報を提供していきます。

■出会いの場づくり事業

若い世代が中心となったまちづくり、ボランティア活動、各種イベントを企画し、企画・活動を通じた出会いの場づくりを推進します。

基本目標3 安心安全な出産と、子どもの健やかな成長を支援する

1 安心安全な出産と乳幼児期の子どもの豊かな育ちを保障する

(1) 妊娠から出産までの母子への支援体制を強化する

■女性の健康診査の推進

自分の健康状態を確認し、生活習慣病を予防するため、他に受診の機会がない女性を対象とした健康診査の受診を推進します。受診者には結果説明と個人の状態にあわせた栄養、運動、喫煙など生活習慣改善方法について情報提供し、動機づけの機会となるよう支援体制の整備に努めます。また、必要に応じて早期治療につながるよう受診勧奨します。

■妊婦健康診査の推進と受診率の向上

健やかな妊娠と安全な分娩のため、貧血、妊娠高血圧症候群などの早期発見と胎児の発育確認を行う妊婦健康診査は重要となります。母子健康手帳交付時などにおいて健診の受診勧奨を行い、受診率の向上を図るとともに生活指導を行います。

妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠・出産ができるよう、14回までの妊婦健康診査にかかる費用を助成します。

図表4-15 妊婦健康診査の見込みと確保方策(年間)

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
妊娠届出者数(実人数)	人	196	192	191	188	186
1人あたりの健診回数	回	14	14	14	14	14
量の見込み 配布件数×1人あたりの回数	回	2,744	2,688	2,674	2,632	2,604
確保方策	実施場所：医療機関 健診時期：妊娠期間 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目					

■妊婦相談や両親学級の充実

妊娠届出時に母子健康手帳交付とあわせて不安や悩みを聞き、安心して妊娠期を過ごすことができるよう相談の機会とします。また、家族の状況や養育環境などを把握し、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供を検討します。両親学級「はじめの一步パパ・ママの会」では、妊婦と夫に対する妊娠出産の準備教育や子育て支援に関する情報提供することで、妊娠期からの継続した支援体制の整備に努めます。

■プレママ保育園の推進

妊婦が保育園内で遊んだり、園内見学をする機会を提供するなど、妊娠中から出産後にわ

たる子育てを保育園や子育て支援センターでサポートします。

■不妊相談への支援、治療費の助成

不妊の悩みをもつ人に対して、不妊治療やその助成制度などについて情報提供を行います。

体外授精および顕微鏡授精以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと診断された人を対象とする特定不妊治療費助成事業について周知を図り、治療費を助成します。

(2) 乳幼児期の子どもの発達を支援する

■乳幼児健康診査の充実

健診の場における医師（内科・歯科）、心理相談員、保健師、栄養士、歯科衛生士などスタッフの確保に努めるとともに、資質の向上を図ります。また、健診を、育児の交流の場や、話を聞いてもらえる安心の場として活用していきます。

■乳幼児健康診査のPRと未受診児への支援

乳幼児期は子どもの発育発達のうえで非常に大切な時期にあたることから、健診のPRに努め、受診を勧奨します。未受診児については、電話相談、家庭訪問などにより支援に努めます。

■乳幼児相談や教室の充実

毎週水曜日の乳幼児相談日では、個別相談、必要に応じて身体計測や発達チェックを行い、保護者の不安や孤立感の軽減を図ります。また、乳幼児を対象とした教室では、他の機関と協働して実施し、内容の充実を図ります。

■保育園等における乳幼児の発達に沿った援助

乳幼児の基本的な生活習慣の確立への支援を行います。

保護者とともに子どもの成長の喜びを共有し、一人ひとりの発達過程や心身の状況に応じた適切な援助を行います。

2 心身の健康づくりを促進する

(1) 子どもの年齢に応じた健康促進を図る

■ 飲酒・喫煙・薬物乱用防止への教育の推進

喫煙、飲酒、危険ドラッグを含む薬物乱用が健康に及ぼす害や影響について指導、啓発により知識を普及し、その防止に努めます。

未成年に喫煙や飲酒、危険ドラッグ等の使用の機会を与えない、注意できる環境づくりを推進します。

■ 学校における心の健康づくりに関する情報提供

思春期に多く見られる悩みへの対応、ストレスの解消法など心の健康づくりに関する教育を行い、保健だよりなどを通じて、家庭に対しても子どもの心の健康づくりに関する情報を提供します。

スクールカウンセラーの配置等、相談できる人材を確保し、相談体制や窓口の充実に努めます。

■ 正しい生活習慣の確立

偏った栄養や運動不足による肥満、朝食の欠食、睡眠不足など、生活習慣の乱れは子どもの成長に影響を及ぼし、生活習慣病につながります。子どもの時からの正しい生活習慣を身につけ、主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、子どもの年齢に応じた指導の充実に努めます。また、保護者に対しても情報や学習機会を提供することにより、健康の推進を図ることができるよう支援します。

小中学校における昼食後の歯みがきを実施し、歯みがき方法や歯の健康に関する正しい知識の普及を推進します。

(2) 病気に対する予防体制を充実する

■ 予防接種の知識の普及

乳幼児健康診査や教室、訪問指導などの機会を通して、予防接種の知識の普及に努めます。

■ 予防接種体制の充実および未接種者への勧奨

予防接種が受けやすいよう、医療機関での個別接種化を拡充するなど、定期予防接種体制の充実に努めます。

接種状況を乳幼児健診、就学時健診などで把握し、未接種者へ接種を勧奨します。

(3) 食育を推進する

■妊娠前からの食に関する学習の機会や情報提供の推進

妊娠前からの健康的な食生活をめざした学習の機会や情報提供の推進を行います。

■給食を通じた食育の推進

給食に地域の食材、献立を取り入れるなど、保育園や学校の給食を生きた食材として活用し、食についての関心を高め、正しい食習慣を身につける食育を推進していきます。

■食の普及・啓発活動の推進

食生活改善推進員による地域の子ども・親子・家族を対象に幅広く食の普及・啓発をします。また、普及活動を推進していくため推進員養成のための栄養教室を開催します。

■栽培・収穫から調理までの体験学習の実施

地域の協力を得ながら、野菜の栽培・収穫から調理までを経験する体験的学習などの機会を提供し、食への関心を高めていきます。

3 身近で安心できる医療体制を整える

(1) 地域医療連携を推進する

■小児医療の充実、小児救急医療体制の推進

休日や夜間の小児救急医療について、関係機関および近隣市町村との連携により体制整備を推進し、適切に受診できるよう周知を図ります。

■小児救急電話相談 #8000 のPR

小児科医師・看護師から子どもの症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院などのアドバイスが受けられる、全国同一の短縮番号#8000の周知に努めます。

基本目標 4 地域ぐるみで子育て・子育てを応援する

1 身近な地域での交流関係を推進する

(1) 多様な主体者による自発的な活動を支援する

■子育てサークル、子育て支援団体の育成支援

母子保健事業として開催している教室の参加者や地域子育て支援センターや児童館を利用する保護者などが、自主的に活動する子育てサークル・団体に発展するように育成支援します。

■活動の場の提供

子どもや子育てを応援するサークルや団体が安心して活動できる場として、児童館、地域子育て支援センター、公民館等の利用の促進を図ります。

(2) 地域の子育て支援拠点を充実する

■児童館の充実

八幡児童館は、八幡児童クラブと併設になっており狭小であるため、児童館部分の移設を検討します。

■児童館、地域子育て支援センターにおける交流活動の推進

4つの児童館、地域子育て支援センターが各地域に開かれた子育て支援の地域拠点となりうるような体制づくりを行い、地域交流活動をすすめていきます。

■保育園の地域活動の促進

保育園において保育参観や運動会、各種イベントを開催し、地域の高齢者や子育て中の男性、未就園児親子など多世代の交流を促進し、社会全体で子育てを応援する意識を高め、地域に愛される保育園づくりをすすめます。

■図書館の幼児読書の啓発

保健センターで実施される3・4か月児健診での絵本のよみきかせ、保護者への絵本紹介等の啓発活動をすすめます。

(3) 個人や団体間の連帯づくりを推進する

■地域における子どもの預かりなど相互援助活動の推進

ファミリー・サポート・センター事業など地域住民同士の子育てに関する相互援助活動の体制整備、運営、活動を支援します。

■子育て支援ネットワークづくり、各種団体との交流促進

子育てに関するサークルや団体のネットワークづくりを支援します。

P T A、子ども会等の活動や、社会福祉協議会がすすめる地域福祉活動と連携し、各種団体との交流を促進します。

2 青少年を育む地域づくりを推進する

(1) 家庭教育を支援する

■子育て講座等親育ちへの学習機会の提供

子どもは保育園や学校、地域の中で成長していきますが、基本的な生活習慣やマナーなどを身につけるのは家庭です。しかし、本来家庭が有していた教育力、子育て力が弱くなってきており、親育ちの支援として各世代、段階に応じた学習機会を提供していきます。

■家庭教育学級の充実

生涯学習の一環として乳幼児学級、家庭教育学級、働く親学級を開催し、乳幼児親子、小・中学生の親を対象に学習活動やお互いの悩みや子育てについて話し合い、子育ての不安を解消する機会の充実に努めます。

(2) 地域の教育力の向上を支援する

■地域で学校を支える体制づくり

学校評議員会と連携し、学校教育活動を支援します。

地域のボランティアによる授業参画など学校を支援します。

■青少年育成活動の推進

青少年育成推進員を中心に各地区公民館ごとに地域と密接な連携を得て青少年対象の研修や教室を開催します。地域の特性を活かした体験活動の推進を図ります。また青少年団体の活動を支援します。

■放課後子ども教室・親子ふれあい土曜教室の充実

各小学校区において、放課後や土曜日に児童館や小学校の校庭、公民館などを活用して子どもたちの安全、安心な居場所を設け、地域住民との交流活動などの取り組みを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

また、放課後子ども教室の平日のニーズを把握しながら、放課後児童クラブとの一体型な実施について検討していきます。

図表 4-16 放課後子ども教室・親子ふれあい土曜教室の見込みと確保方策

区 分	単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	か所	5	5	5	5	5
確保方策	か所	5	5	5	5	5

■ふるさと教育の推進

地域に伝わる伝統や文化を守り育てていく活動を推進します。

3 子どもの健やかな成長を支える地域づくりを推進する

(1) 子どもたちが家族ぐるみで楽しく参加できる場や機会を提供する

■地域の子育て環境づくりの推進

児童館、学校、保育園、公民館等を活用し、地域の異年齢の子ども同士や多世代との交流など、さまざまな地域活動の機会を提供し、支援していきます。

児童館では、子どもや家族ぐるみで参加できるイベント等を地域住民とともに、また子ども自身が企画し、多世代、他地域との交流を図る機会の支援に努めます。

地域で子どもや子育て家庭を見守り、支える活動の活性化と人材発掘、育成を図ります。

■青少年団体活動、地域ボランティア活動の活性化

子ども会育成者やジュニアリーダーの養成、研修を行い、青少年活動や地域ボランティアの活性化を図ります。

■農業体験の実施

作物を育てる喜びや収穫する楽しさ、自然の大切さを知る農業体験は、農家、自治会、JA等関係者の協力を得ながら実施します。

■ボランティア体験や学習の機会の充実

社会福祉協議会、事業所、学校、地域住民の協力を得ながら、ボランティア体験の機会を充実します。

(2) 子どもと家族に対する支援のための連携体制を整備する

■NPO、子育て支援団体、ボランティア等のネットワークづくり

福祉講座の開催などを通して、子どもや子育てを支えるNPOや団体の立ち上げ、運営のノウハウを提供するなど、育成とネットワークづくりを支援します。

■子育て人材バンクの整備

子どもの育ちを支援するボランティアなど地域人材の発掘と活用を図るため、子育て人材の情報を一元化し、子育て人材バンクを整備します。なお、子育て人材バンクは、より広い地域から人材を発掘し、より広い地域での活動が展開できるよう、広域での整備をすすめます。

■地域の支え合い組織の整備

地域の支え合い組織として各自治会に福祉会が組織され、また「安心見守り隊」も設置されています。池田町内7地区には地区福祉連絡会が組織されて、支え合い活動が展開されています。

■民生児童委員、主任児童委員活動の活性化

地域の身近な相談役としての役割が十分果たせるよう、地域活動の情報提供、地域活動参加機会の提供などを通じて、地域との連携や地域課題の把握を安易にし、活動の活性化を支援します。

基本目標 5 子どもが豊かな自然の中で安全で健やかに成長できる環境をつくる

1 子どもが自然とふれ合える環境づくりをする

(1) 子どもと自然のふれあいの場や機会をつくる

■自然に配慮した河川等の整備

ホタル・ハリヨ、野鳥など水辺の動植物の保護や生態系に配慮するとともに、地域の特性を生かした河川の整備を推進します。

河川、池、水路の改修や緑地化により、やすらぎやゆとりを感じられる親水空間づくりを推進します。

公園整備をすすめ、四季折々の花や緑に親しみ、憩い、楽しめる緑の空間を創出します。

■NPOや団体の環境活動の支援

自然保護団体やNPO、ボランティアが行う環境活動を支援します。また、ネットワークづくりを推進します。

■林業体験活動の推進

間伐体験や広葉樹植栽など森林について関心と理解を深める体験活動を推進します。

■環境保全活動等の推進

恵まれた美しい自然環境を子どもたちに残すために、幼児期からの環境学習を推進し環境保全をすることへの関心を高めます。また、行政、地域住民、事業所等による環境保全活動の連携を強化します。親子クリーン・カン・バック作戦やリサイクル資源回収事業、地域環境保全事業などを実施します。

(2) 子どもが夢を育める遊び場や活動の場を整備する

■公園・児童遊園地等の整備

地域の身近な遊び場として、公園や児童遊園地の整備をすすめます。

■公共施設を活用した屋内、屋外の遊び場の整備

児童館等、屋内遊び場の整備と内容の充実を図ります。

園庭開放、体育館の活用など、学校、保育園等既存の公共施設の開放など遊び場として活用します。

2 強固な防災体制の構築を図る

(1) 災害に強い町にするためのインフラ整備の充実を図る

■公共施設における耐震補強の推進

公共施設については、耐震診断結果に基づき順次耐震補強工事をすすめていきます。

■個人住宅における耐震補強の推進

個人住宅においては、「池田町建築物等耐震化促進事業」を推進し、地震に強いまちづくりをすすめます。

(2) 個人・家庭の防災意識を高める

■避難行動要支援者の避難支援対策の推進

避難行動要支援者の名簿を活用して支援の充実を図るとともに、具体的な避難計画の策定をすすめます。また、保育園や学校等での避難訓練などの防災教育にも積極的に取り組みます。

■防災教育の推進

防火ポスター、作文の募集、身近な地域での自主防災訓練の開催など、防災教育の推進を図ります。また、幼年・少年消防クラブの育成強化に努めます。

3 地域ぐるみで子どもの安全対策を推進する

(1) 地域の防犯・交通安全意識の高揚を図る

■交通安全教育の推進

警察、交通安全協会、交通安全女性連絡協議会と交通指導員による交通安全指導を行っていきます。

保育園、小中学校との連絡を密にし、交通ルールや通学時の交通マナーを指導し、交通安全教育の充実を図ります。また、小学校ごとの見守り隊による防犯と交通安全指導を行っていきます。

■学校等における防犯対策の推進

学校、保育園において、不審者への対応を学ぶ防犯教室、訓練を開催します。

学校内等における防犯機器・器具等の充実を図ります。

■子どもへの暴力防止プログラムの普及

虐待、性暴力などから子ども自身が身を守るためのプログラムを、保育園・幼稚園、学校

において導入し、その普及を図ります。

■地域、学校、家庭における情報モラル教育の推進

携帯電話を通じて容易に接続できるインターネット上の有害情報やいじめから子どもを守るため、子どもが利用する携帯電話のフィルタリングの普及促進に努めます。

子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校および家庭における情報モラル教育を推進します。

■地域ぐるみの浄化の推進

有害図書等の自動販売機の撤去運動、本屋やコンビニエンスストア等への立ち入り調査などを推進し、青少年への販売をしないよう働きかけていきます。

(2) 地域ぐるみ安全対策の企画調整をすすめる

■通学路等の危険箇所の点検・修繕・改善

通学路、子どもの遊び場、河川等について危険箇所の点検を行い、歩道、ガードレールの整備など必要な改善を行います。また、信号機、横断歩道などの危険箇所への整備について警察と協議し、公安委員会に要望していきます。

■子ども110番の家の推進

学校、地域等が連携して、子どもを危険から守る「子ども110番の家」の推進を図ります。緊急避難場所としての存在をPRし、子どもに関わる犯罪の抑制に努めます。

■防犯灯などの整備

防犯灯・照明灯の整備を推進します。また、地域住民の協力による門灯等の点灯運動を奨励します。

(3) 防犯グループの活動を支援する

■地域の防犯ボランティアの育成、支援

地域住民による防犯ボランティアの立ち上げを奨励していきます。

犯罪の現状や防犯対策についての情報提供、講演会の開催等を行い、住民の防犯意識を高め、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

■少年非行の早期発見、防止活動の推進

少年補導員による街頭補導活動、関係各団体によるパトロールの実施など、少年非行の早期発見や防止のための活動を推進します。また、非行に関する相談機能の充実を図ります。

基本目標 6 職業生活と家庭生活の調和の実現を推進する

1 働きながらも、子どもを産み育てられる環境をつくる

(1) 男女の仕事と生活の調和

■ワーク・ライフ・バランスの意識啓発

ハローワークなど関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行うとともに、意識啓発を図ります。

■父親の子育ての促進

父親の子育てや家庭教育への参加を促すため、親子、特に父親と子が一緒に参加できる機会を提供します。また、男性の育児休暇の取得促進等、働きやすい職場環境づくりが積極的に行われるよう家庭、職場等、様々な角度から啓発活動を行います。

(2) 多様な働き方に対応する子育て支援サービスを充実する

■託児付き講座等の促進と託児サービスの提供支援

子育て中の保護者の社会参加を支援するため、託児付き講座・講演会等の開催を推進します。

■多様な保育サービスの充実

子どもの幸せを第一に考え、利用者の生活実態や意向を踏まえてサービスの提供体制を整備します。保育所保育指針等を踏まえた保育の質の向上、保育士の専門性向上に努めます。また、ニーズに応じた多様な保育サービスの取り組みをすすめます。

■放課後児童健全育成事業等の充実

放課後や夏休みなどの長期休暇期間に、家庭に替わる適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブの充実により、児童の健全な育成を図るとともに、仕事と子育ての両立を支援します。また、障がいのある児童については、タイムケア事業の利用を促進します。

■ファミリー・サポート・センター事業の実施（再掲）

子どもの預かりなどの援助を受けたい人（依頼会員）と、援助を行いたい人（提供会員）が地域で相互に助け合うファミリー・サポート・センター事業（コミュニティママ子育てサポート事業）については、事業のPRに努め利用を促進します。

病児・病後児の預かりや、急な仕事などで子どもの預かりが必要な緊急時もサポートすることができるように、広域のファミリーサポートセンター、NPO法人等とのネットワークをつくり協力を得て、提供会員の研修や医療機関との連携など体制整備をすすめます。

(3) 職場における母性保護と健康の確保の推進に努める

■母性健康管理指導事項連絡カードのPR

就労妊婦が安心して妊娠生活を送れるよう、母性健康管理指導事項連絡カードをPRします。

■保健指導の充実

妊娠中の保健指導の充実を図り、働きながらの妊娠、出産の支援に努めます。

2 子育て世代の就労を応援する

(1) 子育て中の家庭の就労を応援する

■各種助成制度のPR

関係機関と協力し、事業主に対して、職場復帰等に関する助成制度や事例の紹介を行います。

母子家庭の就労支援に関する情報提供に努めます。

■看護・育児・介護休暇制度等のPR

関係機関と協力して、看護・育児・介護休暇制度等をPRし、取得を促進します。特に男性も育児休暇を取得できることを含めた普及啓発をすすめます。

■一般事業主行動計画に関する広報、啓発促進

仕事と生活の調和や次世代育成支援対策に取り組む企業や民間団体の好事例の情報を収集し提供します。

関係法に関する労働者、事業主、地域住民への広報、啓発を行い、仕事と生活の調和の実現について社会全体の運動として広げていきます。

計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 子ども・子育て会議の開催

子どもの保護者、保育・教育・福祉関係者など、子ども・子育てに関する関係者で構成する「池田町子ども・子育て会議」を開催し、計画の進捗状況の把握、評価等を行います。

(2) 部会の活用

町内の保育園、幼稚園等の関係者を中心とした部会において、認定子ども園への移行、施設機能の強化等、具体的な進め方についての検討を行うとともに、引き続き課題やニーズの把握に努めます。必要に応じて、地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業実施者、関係機関と連携して事業の円滑な推進を図ります。

2 計画の広報

この計画は、住民による子育て家庭への理解、見守りや集いの場づくり、子育て支援サービスへの参加などが盛り込まれており、子育て家庭だけでなく、広く住民にこの計画を理解し、協力してもらう必要があることから、町の広報紙、ホームページ等を通じて広報に努めます。さらに、新制度や新しい取り組みについて、情報提供に努めます。

3 関係機関との連携

この計画は、町内の教育・保育・医療・保健・福祉等の多くの関係者・関係団体が一体となって推進していくことが重要です。また、子ども相談センター、特別支援学校、医療機関、警察など多くの専門機関と連携した取り組みが必要であることから、計画の周知に努めるとともに、連携を強化していきます。